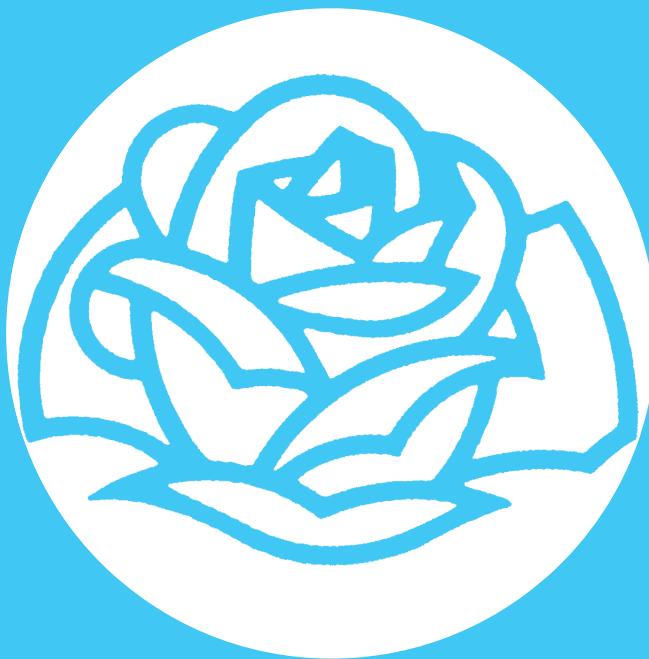


令和6年版

やさしい 選挙の知識



宮城県選挙管理委員会

宮城県明るい選挙推進協議会

はしがき

私たちの日常生活にきわめて深いかかわりのある民主主義を健やかに発展させるためには、政治の基礎をなす選挙について正しく理解し、主権者として豊かな資質をたゆみなく養っていくことが必要です。また、選挙に際しては、国民の意見を正しく政治に反映させるべく、積極的に投票に参加する必要があります。

本書は、選挙制度のしくみ、選挙運動などについて、有権者の方々の理解を一層深めていただくこと、明るい選挙推進協議会の推進員の研修用などとして役立てていただくために編集したのですが、その他にも広く御利用いただき、明るい選挙の推進に役立てていただければ幸いです。

令和 6 年 3 月

宮城県選挙管理委員会
宮城県明るい選挙推進協議会

※ 本書は現在施行されている法律に基づき作成されたものです。

目 次

1 公職選挙法	1	(1) 衆議院議員選挙における主な選挙運動	34
2 選挙制度の基本原則	1	(2) 公営による選挙運動	35
3 選挙の種類	2	(3) 日常の政治活動における文書図画の制限	36
4 選挙管理機関	3	(4) 選挙時における政治活動の規制	37
5 選挙権と被選挙権	4	(5) 選挙期日後の挨拶行為の制限	40
6 選挙人名簿	6	(6) 法定選挙運動費用・出納責任者	40
7 選挙期日	9	15 公職の候補者の寄附の禁止等	41
8 選挙区	9	(1) 公職の候補者等の寄附の禁止	42
9 供託金	10	(2) 寄附の勧誘・要求に対する罰則	42
10 公職の候補者 (立候補の届出)	11	(3) 後援団体の寄附禁止	43
11 投票	12	(4) 時候のあいさつ状の禁止	44
(期日前投票)	13	(5) あいさつを目的とする有料広告の禁止	44
12 開票	17	16 連座制	46
13 当選人(法定得票数)	19	17 政治資金規正法のあらまし	47
14 選挙運動	20	18 参考資料	50
(1) 選挙運動	20	(1) 選挙の豆知識	50
(2) 選挙運動期間	21	(2) 市町村の首長及び議会議員等の任期満了一覧	51
(3) 選挙事務所	22	(3) 選挙人名簿登録者数	53
(4) 選挙運動が禁止又は制限されて いる人	23	(4) 各種選挙の統計	55
(5) 禁止される選挙運動	24	(5) わが国の選挙制度の変遷	59
(6) 誰にでもできる選挙運動	26	(6) 各種選挙の選挙区及び定数	62
(7) 文書図画による選挙運動	26		
(8) 言論による選挙運動	31		
(9) 自動車(船舶)による選挙運動	33		
(10) 参議院(比例代表選出)議員 選挙における選挙運動	33		

公職選挙法 第1条（この法律の目的）

1 公 職 選 挙 法

公職選挙法は、日本国憲法の精神に則り^{のつと}、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明された意思によって公明且つ適正に行われるよう確保し、民主政治の健全な発達を目的としたものです。

公職選挙法 第1条（この法律の目的）

この法律は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とする。

日本国憲法 第15条

- ① 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- ② すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。
- ③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- ④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。

選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない。

労働基準法 第7条（公民権行使の保障）

使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならない。但し、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。

2 選挙制度の基本原則

国民は主権者であり、国の政治の主人公ですが、原則としては、選挙を通じて「代表」を選び出し、その代表によって国政に参加し、意見を反映させることになっています。

したがって、代表を選び出す選挙は、政治の基礎となるのですが、民主主義を貫くために、次の三つの原則が確立されています。

① 平等選挙の原則

憲法には、すべての国民が平等に選挙を行うことができるよう明記されています。以前は納税額によって資格が違ったり、女性に選挙権が与えられなかったりしていましたが、大正14年に普通選挙となり、納税要件が撤廃され、さらに戦後は女性にも選挙権が認められるようになり、男女平等の原則が確立されました。

② 投票自由の原則

選挙にとって一番大切なことは、すべての選挙人が、自分自身の判断で、最も信頼がおけると思う人に自由に投票することです。

そのためには、誰に投票したかを、誰にも知られることのないように、またそのことで誰からも責められることのないようにすることが必要です。憲法が「すべて選挙における投票の秘密はこれを侵してはならない。選挙人はその選択に関し、公的にも私的にも責任を問われない。」といい、公職選挙法で「何人も、選挙人の投票した被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称もしくは略称を陳述する義務はない。」といっているのは、投票自由の原則を保障するものです。

③ 公正選挙の原則

選挙権が平等に与えられ投票の自由が保障されても、選挙手続きの進行にあたって不公正なことが行われるのでは、選挙の意義がなくなってしまいます。極端な例をあげれば、一方の候補者にばかり選挙運動を許して、他の候補者にはこれを禁じたり、また投票数がまちがったりしては、国民の意思を正確に反映させることはできなくなり、民主主義に対する信頼が著しくゆらぐことになります。

公職選挙法では選挙の方法を定め、期間や費用の制限、特定の者の選挙運動の禁止、選挙の管理執行機関として独立した選挙管理委員会を設けることなど、選挙の公正を確保するために多くの規定を設けています。

3 選挙の種類

選挙により選定される公職の種類は多数あります。国会議員や地方公共団体の議会の議員及び長のように憲法によって公選制度の採用が規定されているもののほか、法律によって公選によるべきものとされているものがあります。

法律で規定されている選挙の種類を掲げると、最高裁判所裁判官の国民審査及び憲法改正の国民投票などがあります。

選挙の種類	任期	定数	宮城県の定数	備考
衆議院議員 〔比例代表選出議員 〔小選挙区選出議員	4年	176人 289	5人 (※)	東北ブロックは12人 各選挙区1人
参議院議員 〔比例代表選出議員 〔選挙区選出議員	6	100 148	2	3年ごとに半数を改選
都道府県知事	4	1	1	定数は各都道府県1人
都道府県議会議員	4		59	定数及び選挙区分別定数は条例で定める
市町村長	4	1	-	定数は各市町村1人
市町村議会議員	4		-	定数は条例で定める

(※) 施行の日（令和4年12月28日）以後、初めてその期日を公示される衆議院議員総選挙から適用されます。なお、この総選挙以前に行われる補欠選挙は、従来の選挙区（小選挙区6）によって行われます。

4 選挙管理機関

各種の選挙について、実際にその事務を管理執行している機関を「選挙管理委員会」といいます。戦前は、選挙の管理執行に関する事務も一般行政事務と同様に知事や市町村長の所管とされていました。

しかし、戦後は、選挙を公正なものとするために、国に中央選挙管理会を置き、都道府県、市（区）町村にそれぞれ独立した行政機関として選挙管理委員会が置かれています。

選挙管理委員会の委員は、選挙権を有する者であって、人格が高潔で、政治及び選挙に関して公正な識見を有するもののうちから、それぞれの議会の選挙によって選ばれます。しかも委員は、選挙の管理執行に公正を期するため、議会の議員及び長を兼ねることができず、また同一の政党その他の政治団体に属する者が2人（中央選挙管理会は3人）以上占めないようになっています。それぞれの選挙管理委員会が管理する主な選挙は、次のようになっています。

名 称	委員の数	任 期	管 理 す る 主 な 選 挙
中央 選 挙 管 理 会	5 人	3 年	衆議院（比例代表選出）議員選挙 参議院（比例代表選出）議員選挙 最高裁判所裁判官の国民審査
都道府県選挙管理委員会	4 人	4 年	衆議院（小選挙区選出）議員選挙 参議院（選挙区選出）議員選挙 都道府県知事選挙 都道府県議会議員選挙
市町村選挙管理委員会	4 人	4 年	市町村長選挙 市町村議会議員選挙

5 選挙権と被選挙権

選挙権と被選挙権をもつのは、日本国民であって、次の要件に該当する者です。

選挙別種別	国 会 議 員		都 道 府 県 知 事	都 道 府 県 議 会 議 員	市 町 村 長	市 町 村 議 会 議 員
	衆議院議員	参議院議員				
選 挙 権	年令満18年以上の者	年令満18歳以上で、その都道府県内の一つの市町村に引き続き3カ月以上住んでいる者、又は、その市町村から同一都道府県内の他の市町村に住所を移した者	年令満18歳以上で、その都道府県内の一つの市町村に引き続き3カ月以上住んでいる者、又は、その市町村から同一都道府県内の他の市町村に住所を移した者	年令満18歳以上で、その市町村に引き続き3カ月以上住んでいる者、又は、その市町村から同一都道府県内の他の市町村に住所を移した者	年令満18歳以上で、その市町村に引き続き3カ月以上住んでいる者	年令満18歳以上で、その市町村に引き続き3カ月以上住んでいる者
被選挙権	満25年以上の者	満30年以上の者	満30年以上の者	満25年以上の者で、その都道府県議員の選挙権をもつ者	満25年以上の者	満25年以上の者で、その市町村議員の選挙権をもつ者

都道府県、市町村の選挙に住所の要件があるのは、一定期間その地域に住んでいる者に、その地域の住民としての権利を与えることが住民自治の趣旨にかなうからです。

なお、平成27年6月の公職選挙法の改正により、選挙権年令が満18歳以上の者に引き下げられました（平成28年6月適用）。

選挙権・被選挙権をもたない者

- ① 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- ② 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（執行猶予中の者を除く）
- ③ 公職にある間に犯した収賄罪等により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者で、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しない者、又はその刑の執行猶予中の者
- ④ 法律で定められたところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者
- ⑤ 公職選挙法に定める選挙に関する犯罪により罰金以上の刑に処せられ、選挙権、被選挙権が停止されている者
- ⑥ 政治資金規正法に定める罪を犯した者で、罰金刑に処せられた者は5年間、禁錮刑に処せられた者は、その執行が終わり若しくは免除を受けるまでの間及びその後5年間
- ⑦ 公職にある間に犯した収賄罪等により刑に処せられその執行を終わり又はその執行の免除を受けたもので、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた日から5年を経過したものは、当該5年を経過した日から5年間、被選挙権を有しない。

6 選挙人名簿

選挙人名簿は、選挙権のある人をあらかじめ登録しておいて、投票のときに照合することによって、選挙の公正を保つためにつくられる名簿です。

したがって選挙の際は、選挙権があっても、この名簿に登録されていない人は投票することができません。

被登録資格

- ① 引き続き3ヵ月以上同じ市町村に住所を有していること。
- ② 年令満18年以上であること。
- ③ 日本国であること。
- ④ 欠格要件に該当しないこと。

以上の要件を充たし、住民基本台帳に3ヵ月以上記録されていなければなりません。したがって、住所の異動等があった場合は、必ず住民基本台帳に基づく異動届を14日以内に市区役所、町村役場に提出してください。

ただし、現在の住所が3ヵ月未満であっても、前の住所で引き続き3ヵ月以上同じ市町村に住所を有していた場合は、旧住所地の選挙人名簿に登録されます。

登録

- ① 定時登録 毎年3月1日、6月1日、9月1日及び12月1日現在により調査し、登録
- ② 選挙時登録 選挙のつど基準日及び登録日を定めて登録

選挙人が一度登録されれば、登録資格に異動が生じない限り永久に登録され、脱漏や誤載、二重登録などが防がれていますし、もし資格があっても登録されていないうことがわかった場合は、補正登録を行います。

登録、抹消について不服のある場合は、定められた期間内（定時登録の場合は登録が行われた日の翌日から5日間。選挙時登録の場合は登録が行われた日の翌日。）に異議を申し出ることができます。

6－2 在外選挙人名簿

在外選挙人名簿は、国外に居住する選挙人の範囲をあらかじめ確定しておくためにこれらの選挙人（在外選挙人）を登録する公簿で、平成12年5月1日に施行されました。以前は衆議院及び参議院とともに比例代表選出議員選挙に限定されていましたが、平成19年6月1日以降に行われる国政選挙から、衆議院小選挙区選出議員選挙、参議院選挙区選出議員選挙と、これらの補欠選挙及び再選挙も投票できるようになりました。

なお、在外選挙人名簿に登録されるための申請制度は、これまでの在外公館において行う登録申請（在外公館申請）に加え、最終住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている者については、平成30年6月1日より当該市区町村の選挙管理委員会に対して、在外選挙人名簿への登録の移転の申請（出国時申請）を行うことができるようになりました。

（1）在外公館申請

① 被登録資格（次の要件をすべて満たすことが必要です。）

- ア 既に在外選挙人名簿に登録されていないこと。
- イ 満18歳以上の日本国民であること。
- ウ 法第11条第1項、第252条、政治資金規正法第28条の規定によって選挙権を有しない者とされていないこと。
- エ 引き続き3か月以上その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有する者であること。

② 登録受付

①イ及びウの要件を満たし、海外に住所を有する者は、在外選挙人名簿の登録申請ができます。①ア及びエの要件は満たしていないても登録の申請は可能です。

在外選挙人名簿への登録の申請をする者は、その住所を管轄する領事官に対して、自ら（又は申請者の同居家族等を通じて）旅券等を提示し、申請をします。

③ 登録申請先

ア 平成6年5月1日以後に最終住所地において住民票の消除がなされた者については、最終住所地の市区町村の選挙管理委員会

イ ア以外の者については、申請時の本籍地の市区町村の選挙管理委員会

④ 登録

領事官は、申請者が本人であること（又は申請者から委任を受けた同居家族等であること）及び当該管轄区域に3か月以上住所を有することを確認（申請時に領事官の管轄区域に3か月住所を有していない場合は、住所については当該3か月の要件を満たすこととなる日以後に改めて確認）し、意見書を作成し、登録申請先の市区町村の選挙管理委員会に申請書とともに、パウチ（外交行のう）を用いて外務大臣を経由して送付します。

市区町村の選挙管理委員会は、領事官から送付された意見書を参考に

して、当該申請者の在外選挙人名簿の被登録資格について確認した上、在外選挙人名簿に登録します。

(2) **出国時申請**

① **被登録移転資格（次の要件をすべて満たすことが必要です。）**

- ア 既に在外選挙人名簿に登録されていないこと。
- イ 満18歳以上の日本国民であること。
- ウ 法第11条第1項、第252条、政治資金規正法第28条の規定によって選挙権を有しない者とされていないこと。
- エ 最終住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている者であること。
- オ 国外に住所を有すること。

② **登録移転の受付**

① アからウの要件を満たし、国外転出届に記載された転出予定日までの間に選挙人名簿に登録されている者及び選挙人名簿に登録される資格を有する者は、出国時申請をすることが可能です。

出国時申請者は、最終住所地の市区町村の選挙管理委員会に対して、自ら（又は申請者が委任した者を通じて）本人確認資料を提示し、申請をします。

③ **登録移転**

市区町村の選挙管理委員会は、申請者が本人であること（又は申請者から委任を受けた者であること）を確認し、外務大臣に対し、当該申請者の国外における住所に関する意見を求めます。

外務大臣は、申請者の国外における住所に関する意見を述べます。

市区町村の選挙管理委員会は、外務大臣から送付された意見書を参考にして、当該申請者の在外選挙人名簿の被登録資格について確認した上、在外選挙人名簿への登録の移転を行います。（当該申請者は選挙人名簿から抹消することとなります。）

(3) **登録又は登録移転後の手続**

市区町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録又は登録の移転をしたときは、当該申請者が居住する住所を管轄する領事官を経由して当該申請者に在外選挙人証を交付します。

在外選挙人名簿への登録又は登録の移転は、一度されると、国外において住所が変わっても新たに登録をする必要はありません。なお、在外選挙人証に記載されている氏名、住所等に変更があった場合には、当該住所（住所が変わった場合には新住所）を管轄する領事官を通じて変更届を行うこととなっています。

在外選挙人名簿に登録又は登録の移転をされた者は、次の場合に登録を抹消されることとなっています。

- ア 死亡したとき又は日本国籍を失ったとき。
- イ 国内の市区町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後4か月を経過するに至ったとき。
- ウ 登録地の市区町村の選挙管理委員会が登録の際に登録されるべきでなかったこと（登録の要件を満たしていないかったこと）を知ったとき。

7 選 挙 期 日

選挙の期日は、次のように定められています。

選挙別 種 別	衆議院 議 員	参議院 議 員	都道府 県知事	都道府 県議會 議 員	指 定 都 市 市 長	指 定 都 市 議 會 議 員	市 長	市議會 議 員	町村長	町村議 會議員
							[指 定 都 市 を除く]	[指 定 都 市 を除く]		
任期満了前	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内	30日以内
解散の日から	40日以内	—	—	40日以内	—	40日以内	—	40日以内	—	40日以内
補欠増員再選挙	4月と10月の年2回（一部例外があります。）		50日以内	50日以内	50日以内	50日以内	50日以内	50日以内	50日以内	50日以内
公示又は告示の日 (選挙の日から 少なくとも)	12日前	17日前	17日前	9日前	14日前	9日前	7日前	7日前	5日前	5日前

8 選 挙 区

代表者を選出する単位となる区域が選挙区です。現在では、衆議院比例代表選出議員は、全国11のブロックから176人を、小選挙区選出議員は1選挙区から1人として289人が選出されます（宮城県は6選挙区で6人。次回から5選挙区で5人）。

参議院比例代表選出議員は全国から100人を、選挙区選出議員は各都道府県を選挙区（鳥取県及び島根県、徳島県及び高知県は2県で1選挙区）として148人が選出されます（宮城県は2人）。

しかし、参議院比例代表選出議員の場合は、全国を一つの区域として選挙を行う単位のため、特に選挙区とはいいません。

県議会議員（定数59人）の場合は、一つの市の区域、一つの市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域、隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることが基本とされています。市町村議会議員の場合は選挙区を設けないのが原則ですが、必要があるときは選挙区を設けることができます（宮城県は仙台市で区ごとに選挙区が設けられていますが、仙台市以外の市町村では、設けられていません）。

9 供 託 金

選挙に立候補しようとする者は、次により供託金（現金又は国債証書）を供託しておかなければなりません。供託は、みだりに立候補することを抑制するための制度で、選挙の結果一定の得票数に達しない場合には、その供託金は没収されることになります。また、一定の得票数を得ていれば、たとえ当選しなくても供託金は返してもらえることになります。

選 挙 の 種 類	供 託 金 額	供 託 物 没 収 点
衆議院（比例代表選出）議員	$600\text{万円} \times \frac{\text{名簿登載者数}}{\text{重複立候補者は300万円}}$	(注)
衆議院（小選挙区選出）議員	300 万円	$\text{有効投票の総数} \times \frac{1}{10}$
参議院（比例代表選出）議員	$600\text{万円} \times \frac{\text{名簿登載者数}}{\text{重複立候補者は300万円}}$	(注)
参議院（選挙区選出）議員	300 万円	$\frac{\text{有効投票の総数}}{\text{通常選挙の選挙区内議員定数}} \times \frac{1}{8}$
都 道 府 県 知 事	300 万円	$\text{有効投票の総数} \times \frac{1}{10}$
都 道 府 県 議 会 議 員	60 万円	$\frac{\text{有効投票の総数}}{\text{選挙区内の議員定数}} \times \frac{1}{10}$
指 定 都 市 市 長	240 万円	$\text{有効投票の総数} \times \frac{1}{10}$
指 定 都 市 議 会 議 員	50 万円	$\frac{\text{有効投票の総数}}{\text{選挙区内の議員定数}} \times \frac{1}{10}$
市長（指定都市を除く）	100 万円	$\text{有効投票の総数} \times \frac{1}{10}$
市議会議員（指定都市を除く）	30 万円	$\frac{\text{有効投票の総数}}{\text{議員定数}} \times \frac{1}{10}$
町 村 長	50 万円	$\text{有効投票の総数} \times \frac{1}{10}$
町 村 議 会 議 員	15 万円	$\frac{\text{有効投票の総数}}{\text{議員定数}} \times \frac{1}{10}$

(注)

衆議院及び参議院の比例代表選出議員の選挙において、供託金が没収される場合の額は、下記のとおりとなります。

衆議院（比例代表選出）議員選挙

(名簿登載者数(重複立候補者を除く)-当選人×2)×600万円+(重複立候補者数-当選人)×300万円

参議院（比例代表選出）議員選挙

(名簿登載者数-当選人×2)×600万円

10 公職の候補者

(1) 衆議院（小選挙区選出）議員選挙における立候補の届出

次のいずれかにあてはまる政党その他の政治団体は、当該政党等に所属する者を候補者としようとするときは、選挙の期日の公示又は告示があった日に郵便によることなく文書で、その選挙長に届け出なければなりません。
(政党届出)

- ① 5人以上の国会議員を有すること。
 - ② 直近に行われた衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙において有効投票総数の100分の2以上の得票を得たものであること。
- ※ 本人届出及び推薦届出もできます ((4)参照)

(2) 衆議院（比例代表選出）議員選挙における名簿による立候補の届出

次のいずれかにあてはまる政党その他の政治団体は、その名称並びにその所属する者の氏名や当選人となるべき順位を記載した文書（名簿）を、選挙期日の公示又は告示があった日に郵便によることなく直接に選挙長に届け出ることにより、名簿に記載されている者を候補者とすることができます。

- ① 5人以上の国会議員を有すること。
- ② 直近に行われた衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙において有効投票総数の100分の2以上の得票を得たものであること。
- ③ 名簿の届出をすることにより、候補者となる名簿登載者の数が当該ブロックの定数の10分の2以上であること。

(3) 参議院（比例代表選出）議員選挙における名簿による立候補の届出

次のいずれかにあてはまる政党その他の政治団体は、その名称並びにその所属する者の氏名を記載した文書（名簿）を、選挙期日の公示又は告示があった日に郵便によることなく直接に選挙長に届け出ることにより、名簿に記載されている者を候補者とすることができます。

- ① 5人以上の国会議員を有すること。
- ② 直近に行われた衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙において有効投票総数の100分の2以上の得票を得たものであること。
- ③ 10人以上の候補者(比例代表選挙でも選挙区選挙でもよい)を有すること。
なお、公職選挙法の改正により、候補者とする者のうちの一部の者について、優先的に当選人となるべき候補者として、その氏名及び順位をその他の候補者と区分して名簿に記載することができる特定枠制度が導入されました。

(4) 衆議院又は参議院(比例代表選出)議員選挙以外の選挙における立候補の届出

- ① 公職の候補者になろうとする者は、選挙の期日の公示又は告示があった日に郵便によることなく文書で、その選挙長に届け出なければなりません。
(本人届出)
- ② 選挙人名簿に登録された者が他人を公職の候補者にしようとするときは、本人の承諾を得て、選挙の期日の公示又は告示があった日に郵便によることなく文書で、推薦の届出をすることができます。(推薦届出)

11 投 票

選挙は、立候補者が定数以下の場合を除いて投票によって行われます。投票は1人1票で、人に干渉されたり、気がねすることなく自分の判断で投票できるように秘密投票が保障されています。

① 候補者の氏名だけを書くこと。(衆議院(比例代表選出)議員の選挙においては、名簿届出政党等の名称又は略称を、参議院(比例代表選出)議員の選挙においては、名簿登載者の氏名若しくは名簿届出政党等の名称又は略称だけを書くこと。)

② 誰が見てもわかるようにはっきり書くこと。

せっかく投票しても、余計なことを書いたり、誰に、あるいはどの政党等に投票したか不明な場合は無効となり、結果的には棄権と同じことになりますから注意しましょう。なお、投票は、投票日当日、投票時間内に投票所へ行って自分で投票用紙に候補者の氏名、政党等の名称又は略称を書いて投票するのが原則ですが、特別な投票方法として次のような方法があります。

(1) 代 理 投 票

心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に記載することができない方は、投票管理者に申し出て代わって書いてもらうことができます。この場合、投票管理者は事務従事者の中から2人の補助者を選んで1人に書かせ、他の1人を立ち合わせます。

(2) 点 字 投 票

盲人の方は、投票管理者に申し出て、点字投票をすることができます。

(3) 期日前投票

平成15年6月の公職選挙法改正において、選挙人が投票しやすい環境を整えるため、これまでの不在者投票（後述）のうち、その選挙人が登録されている市区町村の選挙管理委員会で行う不在者投票を対象に、選挙期日前においても、選挙期日における投票と同様に直接投票箱に投票用紙を入れることができる期日前投票制度が創設（平成15年12月1日施行）されました。

選挙人が登録されている市区町村の選挙管理委員会で従来行っていた不在者投票は原則として、この期日前投票に移行することとなりました。他の市区町村の選挙管理委員会や指定病院、指定老人ホーム等で投票を行う場合や投票時点において選挙権を有していない者（投票時点においては18歳未満であるが選挙人名簿に登録されている者等）の投票については、期日前投票の対象とならず、不在者投票の手続きにより投票することとなります。

選挙の当日に、次の理由に該当すると見込まれる場合、期日前投票が認められています。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

期日前投票は、選挙の期日の告示（公示）の日の翌日から選挙の期日の前日まですることができ、土、日、祝日にかかわらず選挙人が登録されている市区町村の選挙管理委員会（期日前投票所）において、午前8時30分から午後8時までできます（ただし、期日前投票所を2時間以内の範囲内で開く時刻を繰り上げ、又は閉じる時刻を繰り下げるできます。また、同一市区町村が設ける期日前投票所の数が2以上である場合、午前8時30分から午後8時までの間ににおいて、いずれか1以上の期日前投票所が開いている場合、期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、又は閉じる時刻を繰り上げることができます。）。この制度は、選挙の日に定められた投票所で投票するという原則の例外なので、不正を防止するため、選挙の日に投票に行けない旨の本人の

宣誓書が必要です。

なお、4の場合は、市町村で行われる選挙においては適用されません。

- ・投票手続き…期日前投票は選挙期日の投票所における投票と同じく確定投票となるため、基本的な手続は選挙期日の投票所における投票と同じです。
- ・選挙権認定の時期…選挙権の有無は、期日前投票を行う日に認定され、これにより選挙期日前であっても投票用紙を直接投票箱に入れることが可能となるものです。したがって、期日前投票を行った後に、他市町村へ移転、死亡等の理由が発生して選挙権を失ったとしても、有効な投票として取り扱われることになります。

(4) 不在者投票

選挙人が登録されている市区町村以外の市区町村の選挙管理委員会や指定病院、指定老人ホーム等で投票を行う場合や投票時点において選挙権を有していない者の投票については、期日前投票の対象とならず、不在者投票の手続きにより投票することとなります。

不在者投票をすることができる選挙人は、前述した期日前投票と同様、選挙の当日にいずれかの理由に該当すると見込まれる者です。

なお、不在者投票の開始時期は、従来は選挙期日の公示（告示）の日からとされていましたが、(3)で述べた期日前投票の施行に伴い、選挙期日の公示（告示）の日の翌日からとされることになりました。

不在者投票制度も、選挙の日に定められた投票所で投票するという原則の例外なので、不正を防止するため、投票日に投票に行けない旨の本人の宣誓書が必要であるほか、いろいろな手続きが定められていますので、市区町村の選挙管理委員会によく相談してから投票することが必要です。

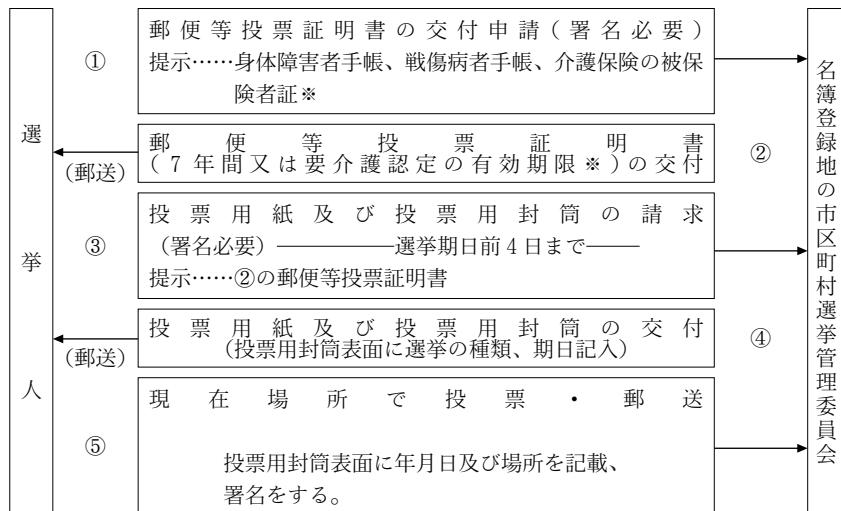
(5) 郵便等による不在者投票

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている選挙人で、次のような障害のある方（○印の該当者）又は、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。

身体障害者手帳	障害名	障害の程度			障害名	障害の程度				要介護状態区分
		1級	2級	3級		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	/		戦傷病者	両下肢、体幹の障害	○	○	○	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	-	○		手	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○
免疫、肝臓の障害	○	○	○							

上の表の身体障害者手帳及び戦傷病者手帳に記載された障害において各級(項症)に該当しているが、両下肢等並びに心臓等の障害の程度が不明確なため都道府県知事(指定都市の長)が該当する者と証明した人の投票手続きは、次のとおりです。

郵便等による不在者投票手続一覧



郵便等による不在者投票における代理記載制度について

郵便等による不在者投票をすることができる投票人で、自ら投票の記載をすることができない者で公職選挙法施行令で定める一定の障害を有する方については、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会委員長に届け出た者(選挙権を有する者に限る)に投票に関する記載をさせることができるものとされたところです。

この改正法については、平成16年3月1日から施行されています。

なお、家族の方々等が投票に対し干渉したり、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会委員長に届け出た者以外の者が代理記載をしたりして投票の秘密を侵害すると、投票干渉罪やせん動罪等の罰則が適用されますので注意してください。

投票所

投票所は、選挙の行われる大切な場所です。投票所は、選挙の期日から少なくとも5日前までに告示されます。

多くの市町村では、選挙の期日の告示（公示）の日以降できるだけ速やかに、選挙人に投票所の名称と場所、時間等が書いてある投票所入場券が届けられます。

① 投票の時間

原則として午前7時から午後8時までです。

ただし、選挙人の便宜のため、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲で、繰り上げ又は繰り下げ、閉じる時刻を4時間以内の範囲で、繰り上げることができます。

② 投票管理者

選挙権をもつ者の中から選挙管理委員会が選任します。

③ 投票立会人

選挙が公正に行われるよう、選挙権をもつ者の中から、本人の承諾を得て2～5人を選任し、選挙期日の3日前までに本人に通知します。2人は必ず必要なので、欠員した場合はすぐに補充します。

④ 投票場所

普通、自分の住んでいる投票区の投票所又は共通投票所（市町村が設置した場合）となります。

しかし、他の市町村に住所を移して、まだ住所地の選挙人名簿に登録されていない人は、国会議員の選挙などの投票をする場合は、もとの住所地に選挙権があるので、もとの住所地の投票所（期日前投票所）に行くか、不在者投票をしなければなりません。

⑤ 投票所に入ることのできる子供

選挙人の同伴する子供（幼児、児童、生徒その他の満18才未満の者）は、

投票所に入ることができます。ただし、投票管理者が選挙人の同伴する子供が投票所に入ることにより生ずる混雑・けん騒その他これらに類する状況から投票所の秩序を保持することができないおそれがある場合は、この限りではありません。

12 開 票

投票が終わると、それぞれの投票所から投票箱を開票所に集めて開票されます。

開票は、選挙管理委員会が告示した日時と場所で、開票立会人の立会いのうえで行われ、投票の有効、無効、及びその有効投票がどの候補者の票となるかを決めるための最も重要な手続きです。

投票区毎に開票せずに、投票箱を1カ所に集め、原則として1市区町村1カ所で行われます。

開票を公正に行うために、次のような配慮がなされています。

- ① 開票管理者が各投票所から送られてきた投票箱を開くときには、候補者の届け出た開票立会人が立ち会うことになっています。
- ② 各投票所の投票をよく混同しなければなりません。
- ③ 開票管理者は、投票を点検し、その有効、無効を決定するのですが、その場合まず開票立会人の意見を聴き、最終的には開票管理者自らの判断により行わなければなりません。
- ④ 選挙人は、開票を参観することができます。

(1) 開票管理者・開票立会人

開票所を開設し、開票事務を主宰するのが開票管理者（当該選挙の選挙権をもつ者の中から市区町村の選挙管理委員会が選任する。）です。開票事務が公正に行われるよう管理者を補助し、また事務の執行を監視するのが開票立会人（政党等又は候補者が1人ずつ届け出た者をもって充てる。もしその数が10人を超えたり、同一の政党その他の政治団体に所属する候補者からの届出が3人以上の時は、市区町村の選挙管理委員会がくじで決定する。）です。

開票時刻になっても3人にならない場合は、3人になるように開票管理者が選任します。

(2) 無効投票

せっかく投票されても一体どの候補者に入れたのか判別できないものがあります。これが無効投票といわれるもので、次のようなものがあります。

① 衆議院（比例代表選出）議員選挙及び参議院（比例代表選出）議員選挙以外の選挙

- ア 定められた投票用紙でないものに記載されたもの
- イ 候補者でない者や候補者となれない者の氏名を記載したもの
- ウ 一枚の投票用紙に二人以上の候補者の氏名を記載したもの
- エ 被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの
- オ 候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記載したものは除かれる。
- カ 候補者の氏名を自書しないもの
- キ どの候補者を記載したか確認できないもの

ただし、同一の氏名又は氏若しくは名の候補者が二人以上ある場合は、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は有効とされ、関係各候補者の得票数に応じて按分します。

② 衆議院（比例代表選出）議員の選挙

投票は、名簿届出政党等の名称又は略称を書いて行うこととなっているため、単に個人名だけを書いたものや、政党等の名称の他に個人名を併記したような投票は無効とされますので注意してください。ただし、政党等の名称や略称とともに代表者の氏名や本部の所在地を記したものは例外として有効と取り扱われます。

その他の無効事由については、①における「候補者の氏名」を「名簿届出政党等の名称又は略称」と置きかえた場合と同じです。

③ 参議院（比例代表選出）議員の選挙

投票は、名簿登載者の氏名又は名簿届出政党等の名称若しくは略称を書きます。

無効事由は、名簿登載者の氏名が書かれた投票は①と、名簿届出政党等の名称若しくは略称が書かれた投票は②の場合と同じです。

13 当 選 人（法定得票数）

① 開票の結果、衆議院及び参議院の比例代表選出議員選挙以外の選挙においては、候補者のうち得票数の多い者から順次その選挙区の議員定数に達するまでの者が当選人となります。

ただし、次のような法定得票数がなければなりません。

これは極端に少ない得票の候補者を当選人とすることは、選挙人の代表とするのにふさわしくないと考えられるためです。

選 挙 别	法 定 得 票 数
衆議院（小選挙区選出）議員	有効投票の総数× $\frac{1}{6}$
参議院（選挙区選出）議員	有効投票の総数 通常選挙における選挙区内議員定数× $\frac{1}{6}$
地方公共団体の議会議員	有効投票の総数 選挙区内の議員定数× $\frac{1}{4}$
地 方 公 共 団 体 の 長	有効投票の総数× $\frac{1}{4}$

得票数が同じときは、選挙会において、選挙長がくじで当選人を定めます。

なお、当選人が死亡その他の事由で当選を失ったときは、選挙会を開いて法定得票数に達している者の中から繰り上げて当選人を定める場合があります。

② 衆議院及び参議院の比例代表選出議員の選挙においては、まずそれぞれの名簿届出政党等の得票数に応じて選挙される議席数が比例配分されます。この配分は、ドント式（P50参照）と呼ばれる方式で行われます。それぞれの名簿に議席が配分された後、衆議院の比例代表選出議員は、その数だけ名簿の中の順位に従って上から当選人が決定し、参議院の比例代表選出議員は、各政党に配分された当選人の数の中で得票数のもっとも多い候補者から順次当選人が決まります。（特定枠の候補者があるときは、特定枠に記載されている上位の候補者から当選人を決定してから、その他の候補者の中で得票数のもっとも多い候補者から順次当選人が決まります。）

無 投 票 当 選

当選には、もう一つ無投票当選があります。投票して代表を決めるのが原則ですが、次のような場合は、投票を行わないで候補者をそのまま当選人に決定します。

- ① 衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会議員について、
 - 1 届出期日に、立候補者又は名簿登載者の数が選挙すべき議員の定数を超えないとき
 - 2 選挙期日の前日までに立候補者及び名簿登載者の死亡などで、立候補者の数が選挙すべき議員の定数を超えないとき
 - ② 地方公共団体の長の選挙について、
 - 1 届出期日に、立候補者の数が1人のとき
 - 2 選挙期日の前日までに、死亡等で立候補者が1人となり、そのために選挙期日を5日延期したが、その延期した選挙期日の3日前において立候補者が1人のとき
 - 3 延期された選挙期日3日前には、立候補者が2人以上であったが、選挙期日の前日までに1人になったとき
- 無投票の場合、選挙長は、その選挙の期日から5日以内に選挙会を開き、その候補者を当選人と定めなければなりません。

14 選 挙 運 動

(1) 選 挙 運 動

選挙運動とは、「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」をいうものとされています。簡単にいって、当選を目的として候補者の政見や人物を選挙人に知らせるための運動であるといえます。

選挙運動は、本来自由に行われるのが理想ですが、金を使い過ぎたり、人の弱みにつけ込んだ運動をする者が出て、選挙の公正さが害され、明るい選挙が行われなくなり、国民の代表として政治を信託するに本当にふさわしい人が選ばれないおそれがあることから、一定のルールが定められています。

明るい選挙を実現するためには、選挙運動に関する候補者、運動員、後援会、政党はもちろんのこと、投票を行う選挙人も、このルールに従わなければなりません。

(2) 選挙運動期間

公示又は告示が行われ、選挙長が立候補届を受理したときが選挙運動の始期で、投票日の前日の午後12時が終期とされ、始期より前の運動は事前運動として禁止されます。

また、選挙が終わって、当選や落選の挨拶をするために戸別訪問すること、新聞等に「当選御礼」等の広告を掲載すること、当選祝賀会等を開催することは禁止されています。

選挙の種類ごとの選挙運動期間は、次のとおりです。

選挙の種類	期 間
衆議院議員	12日間
参議院議員	17日間
都道府県知事	17日間
都道府県議会議員	9 日間
指定都市市長	14日間
指定都市議会議員	9 日間
市議会議員及び長（指定都市を除く）	7 日間
町村議会議員及び長	5 日間

事前運動と立候補準備行為

公示又は告示前（正確には立候補の届出前）に選挙人を対象として、投票を得又は得させる目的をもつてする事前運動は、禁止されています。

ただし、選挙には関係があっても、選挙運動にわたらない行為、直接選挙人を対象としない立候補の届出のためにする準備行為、選挙のための事務的交渉等の準備行為については、禁止されていません。

事前運動として禁止される行為、事前運動とみなされない行為には、例えば次のようなものがあります。

事前運動として禁止される行為	事前運動とみなされない行為
<ul style="list-style-type: none"> ○特定の候補者に対する投票依頼を内容とする演説等 ○その時期、方法、内容、対象等からして、投票を得ようとする意図が認められる時は、違反となるおそれがあります ○立候補届出前に立候補する旨の宣言を社内、工場内、労組事務局及び町内等に掲示する行為 ○立候補しようとする者が、投票を得る目的で、自分の氏名を記載したポスターを作り、電柱、その他の建造物に貼る行為 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人の政策、宣伝、時局批判、講演・座談会の開催、候補者の推薦会等で選挙運動にわたらないもの ○転居挨拶等の社交的行為で、通常の時期、方法により通常の内容をもって行われるもの ○白紙の状態で提案し推薦を決定する行為（予定した特定人の為に推薦する候補者を決定することは事前運動の恐れがあります） (立候補や選挙運動のための準備行為) ○政党の公認を求める行為 ○出納責任者、立会人、選挙事務員等の就任の内交渉、労務者雇入れの内交渉 ○選挙事務所、演説会場借り入れの内交渉 ○選挙演説依頼の内交渉 ○自動車、船舶及び拡声機の借り入れ交渉 ○立札、看板、ちょうちん、ポスターを予め作成しておく行為 ○供託金の供託 ○選挙運動資金の調達 ○選挙運動者間の任務の割り振りや運動方法の協議

(3) 選挙事務所

選挙事務所とは「選挙運動に関する事務を取り扱う一切の場所的設備」です。つまり、選挙運動をするための本拠をいいます。

選挙事務所は、候補者届出政党か候補者又は推薦届出者でなければ設置できませんし、また、設置した時は直ちにその選挙を管理する選挙管理委員会及び選挙事務所の所在地の市区町村又は都道府県の選挙管理委員会に設置の届出をしなければなりません。異動があったときも同様です。

また、選挙事務所の異動（廃止に伴う設置を含む。）は、一日につき一回を超えてすることができません。

なお、選挙事務所は、同じ条件で選挙運動が正しく行われるよう数が規制されています。

- ① 衆議院（小選挙区選出）議員……候補者が設置するものについては候補者1人につき1ヶ所、候補者届出政党が設置するものについては届出した候補者に係る選挙区ごとに1ヶ所
- ② 衆議院（比例代表選出）議員……名簿届出政党等が届出したブロック内の都道府県ごとに1ヶ所
- ③ 参議院（選挙区選出）議員……候補者1人につき1ヶ所
- ④ 参議院（比例代表選出）議員……名簿届出政党等が都道府県ごとに1ヶ所、名簿登載者1人につき1ヶ所
- ⑤ 都道府県知事……………候補者1人につき1ヶ所
- ⑥ 都道府県議会議員、市町村長、市町村議会議員……候補者1人につき1ヶ所

衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙の場合、選挙事務所には、選挙管理委員会（比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会）が交付する標札を選挙事務所を表示するためにその入口に掲示しなければなりません。（地方公共団体の議会議員及び市町村長の選挙における選挙事務所については、標札を表示する必要はありません。）

休憩所等の禁止

選挙事務所以外に休憩所その他これに類する設備を選挙運動のために設けることは、買収・供應等が行われる可能性があり、また、候補者間の無用の競争が激化することも予想されるので禁止されています。

(4) 選挙運動が禁止又は制限されている人

① 選挙事務関係者の選挙運動の禁止

選挙長、投票管理者、開票管理者など立候補制限を受ける選挙事務関係者は、在職中その関係区域内での選挙運動が禁止されます。

② 特定公務員の選挙運動の禁止

次の職にある人は、在職中は一切の選挙運動を禁止されます。

- 1 中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員
- 2 裁判官

- 3 檢察官
- 4 会計検査官
- 5 公安委員会の委員
- 6 警察官
- 7 収税官吏及び徵稅の吏員

③ 公務員の地位利用による選挙運動の禁止

公務員がその地位を利用して（影響力などを利用）して選挙運動をすることは、選挙の自由と公正を害するものであり禁止されています。

なお、公務員の選挙運動については、多くは政治的行為の面から国家公務員法、地方公務員法等により規制されています。

④ 教育者の地位利用による選挙運動の禁止

教育者が学校の児童生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動することは、選挙運動の公正を害するおそれがあるので禁止されています。

なお、教育者の選挙運動については多くは政治的行為の面から、国立学校の場合は国家公務員法により、公立学校の場合は教育公務員特例法により規制されています。

⑤ 18歳未満の者の選挙運動の禁止

満18歳未満の者は選挙運動をすることができません。また、何人も選挙運動に使うことはできません。（労務に従事することは禁止されていません。）

⑥ 公民権停止中の者の選挙運動の禁止

公職選挙法第252条（選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）又は政治資金規正法第28条（政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）の規定により選挙権を有しない者は、選挙運動が禁止されています。

（5）禁止される選挙運動

① 戸別訪問

何人も選挙運動のために、一戸一戸を訪ね廻ることは「戸別訪問」として禁止されています。戸別訪問は、家庭に限らず、会社、工場等も含まれ、また、家庭の中に入らず、軒下、庭等で面接する場合でも戸別訪問として禁止されています。

違 反 の 実 例

- 選挙用のポスターを貼る承諾を求めるなどを口実にして、運動員が戸別訪問したもの
- 運動員が署名運動しながら、戸別訪問したもの
- 訪問先の家の中には入らないが、いちいち門前に呼び出して投票を依頼したもの

② 飲食物の提供と買収、供応及び選挙妨害

選挙運動に関して飲食物を提供することは、候補者、運動員、選挙人に限らず、すべての人について、それがいかなる名義のものであっても原則として禁止されています。（ただし、お茶及びこれに伴い通常用いられるお菓子程度のものであれば差し支えありません。）また、選挙運動のために買収をしたり、御馳走をしたり、されたりすることや候補者についてデマをとばしたり、候補者、選挙人、選挙運動員をおどしたり、演説、集会、交通等を妨害したり、選挙用のポスターを破ったりして、選挙の自由を妨げると処罰されます。

違 反 の 実 例

- 陣中見舞として、酒、果物等を候補者に贈ったもの
- 通行人を選挙事務所に呼び入れて、酒、肴をふるまったくもの
- タバコ等を知人に配り、あけてみたらお金が入っていたもの

③ 署 名 運 動

何人も選挙に関し、投票を得る目的、得させる目的又は得させない目的をもって選挙人に対し署名を求めるとは、戸別訪問の禁止や連呼行為の禁止の脱法行為として行われるおそれがあるので禁止されています。

④ 人気投票の公表

選挙に関する事項を動機として、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することは禁止されています。

⑤ 気勢を張る行為

選挙人の耳目を集めるために、自動車を連ねること、隊伍を組んで往来したりすること、サイレンを吹き鳴らすこと、チンドン屋を雇って騒ぎ立てることなどは、不当に大衆を威圧することになり、選挙人の冷静な判断を失わせるおそれがあるので、禁止されています。

(6) 誰にでもできる選挙運動

公職選挙法では、誰にでもできる第三者の運動として、次のようなものは許されています。

- ① 戸別訪問は禁止されていますが、街頭で行きあつた人、バスや電車の中でもまたま出会つた人などに、その機会を利用して投票を依頼することはできます。
- ② 電話で1人1人呼び出して投票を依頼することは差支えありません。
- ③ 「選挙運動用通常はがき」を候補者からもらって、友人や知人に出して投票を依頼することはできます（必ず郵便局の窓口に差し出すこと）。しかし、「選挙用」の表示のないものは使えませんし、また、直接渡すことは違反になります。なお、宛名を書くときは回覧を予想される「××御中」、「ご一同様」としてはいけません。
- ④ 選挙運動用ポスター等に推薦人として名を連ねることはできます。
- ⑤ 選挙と関係ない町内会、校友会、社員会などに出て、自分の支持する候補者のために協力を依頼することはできます。
- ⑥ 街頭演説などで応援弁士をすることはできます。
- ⑦ インターネット等（電子メールを除く）を利用して文書図画を頒布することはできます。

(7) 文書図画による選挙運動（参議院（比例代表選出）議員選挙の名簿届出政党等を除く）

文書図画による選挙運動は、選挙人の視覚に訴えて自分の主義主張を伝達する重要な手段ですが、候補者間の公平のため、数量と費用が制限されています。

文書図画による選挙運動は、頒布と掲示に分けられます。頒布ができるものは選挙運動用通常はがき（衆議院（比例代表選出）議員選挙を除く。）、選挙運動用ピラ及びパンフレット又は書籍（国会議員の総選挙・通常選挙）並びにインターネット等を利用したものに限られます。

① 頒布できるもの

選挙運動用通常はがき

選挙運動で認められている選挙運動用通常はがきの数は、次のようになっています。

選挙の種類	枚数	備考
衆議院(小選挙区選出)議員	※候補者個人 候補者届出政党	35,000枚 20,000枚×届出候補者数
※参議院(選挙区選出)議員	(宮城県の場合)	無料 45,000枚
※参議院(比例代表選出)議員	候補者個人	無料 150,000枚
都道府県知事	(宮城県の場合)	無料 45,000枚
都道府県議会議員	8,000枚	無料
指定都市市長	35,000枚	無料
指定都市議会議員	4,000枚	無料
市長 (指定都市を除く)	8,000枚	無料
市議会議員 (指定都市を除く)	2,000枚	無料
町村長	2,500枚	無料
町村議会議員	800枚	無料

※は供託物を没収される者を除き一定額の範囲で無料で作成(印刷)できます。

※上記枚数は区割り改正法適用後の枚数です。

選挙運動用通常はがきには選挙用の表示があり、指定された郵便局から交付されます(手持ちのはがきに選挙用の表示をしてもらってよい。)。こののはがきを出すときは、差出票を添えて郵便局の窓口に出さなければならないことになっていますので、ポストに入れたり、自分で配達してはいけません。

選挙運動用ビラ

各選挙においては、次の数だけビラの頒布をすることができます。

選挙の種類	枚数	規格	種類
衆議院(小選挙区選出)議員	候補者個人	29.7cm×21cm以内	2種類内
	候補者届出政党	42cm×29.7cm以内	制限なし
衆議院(比例代表選出)議員	制限なし	制限なし	2種類内
参議院(選挙区選出)議員	(宮城県の場合) 160,000枚	29.7cm×21cm以内	2種類内
参議院(比例代表選出)議員	候補者個人	29.7cm×21cm以内	2種類内
都道府県知事	(宮城県の場合) 160,000枚	29.7cm×21cm以内	2種類内
都道府県議会議員	16,000枚	29.7cm×21cm以内	2種類内
指定都市市長	70,000枚	29.7cm×21cm以内	2種類内
市長 (指定都市を除く)	16,000枚	29.7cm×21cm以内	2種類内
指定都市議会議員	8,000枚	29.7cm×21cm以内	2種類内
市議会議員 (指定都市を除く)	4,000枚	29.7cm×21cm以内	2種類内
町村長	5,000枚	29.7cm×21cm以内	2種類内
町村議会議員	1,600枚	29.7cm×21cm以内	2種類内

※上記枚数は区割り改正法適用後の枚数です。

なお、このビラについては、新聞折込み、選挙事務所内における頒布、個人演説会場内等における頒布、街頭演説の場所における頒布ができます。

パンフレット又は書籍（マニフェスト）

衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙において、候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等は、総務大臣に届け出た国政に関する重要政策等を記載したパンフレット等又はその要旨等を記載したパンフレット等それぞれ1種類を、選挙運動のために頒布することができます。

なお、このパンフレット等の頒布の方法については、選挙運動用ビラと同様の方法（新聞折込みを除く。）に限定されており、また、記載内容として代表者を除き、候補者の氏名・写真等の掲載はできないこととされています。

①－2 頒布できるもの（インターネット等を利用する方法）

従前の公選法では、インターネット等による情報の伝達も、文書図画の頒布にあたるものとして規制されていましたが、インターネット等を利用した選挙運動のうち一定のものが解禁されました。

ウェブサイト等を利用する方法（ウェブサイト等とは、ホームページ、ブログ、ツイッター、フェイスブック、ライン、動画サイト等をいいます。）

何人も、ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動用の文書図画を頒布することができます。選挙運動用の文書図画を掲載するウェブサイト等には、電子メールアドレス等を表示しなければなりません。

電子メールを利用する方法

電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画は、候補者・政党等に限って頒布することができます。

送信先は、①あらかじめ選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者、②政治活動用電子メール（メールマガジン等）を継続的に受信している者で、あらかじめ、選挙運動用電子メールの通知を受け、拒否しなかった者に限られます。

選挙運動用電子メールで送信される文書図画には、送信者の氏名・名称や電子メールアドレス等を表示しなければなりません。

インターネット等を利用する選挙運動について禁止される事項

- 有権者が電子メールを使って選挙運動すること
- 18歳未満の者がインターネット等を使って選挙運動すること
- 有権者が候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布すること
- 選挙運動用のホームページや電子メール等を印刷して頒布すること
- 選挙運動期間外にインターネット等を用いて選挙運動をすること（ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができますが、更新はできません）
- 選挙運動用有料インターネット広告を掲載すること（政党等は、選挙運動期間中、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする政治活動用有料広告を掲載することができます）
- 挨拶目的の有料インターネット広告を掲載すること

② 掲示（設置）できるもの

掲示できるものは、次のようなもので、一定の規制に従ったものに限られ、その他は一切許されていません。

種類	数の制限	大きさ
選挙事務所表示用のポスター、立札及び看板類	通じて 3	縦350cm横100cm以内
〃 ちょうちん類		高さ85cm直径45cm以内
選挙運動用自動車又は船舶に使用するポスター、立札、看板類	なし	縦273cm横73cm以内
〃 ちょうちん類		高さ85cm直径45cm以内
候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類	なし	なし
演説会場における開催中の掲示	ポスター、立札、看板類	○会場外 通じて 2 ただし、衆（小選挙区選出）、参（選挙区選出）、知事選挙は、通じて 5、ポスター不可。 ○会場内 数の制限なし
	ちょうちん類	会場内外を通じて 1 ただし、衆（小選挙区選出）、参（選挙区選出）、知事選挙は、会場外には掲示できません。
	映写等	屋内の演説会場のみ使用できます。
個人演説会告知用ポスター（衆（小選挙区選出）、参（選挙区選出）、知事選挙に限る）	公営のポスター掲示場1ヵ所につき1枚	縦42cm横10cm以内。なお、選挙運動用ポスターと合せて作成し、掲示してもかまいません。

選挙運動用ポスター

選挙の種類	枚数		掲示方法	大きさ
衆議院(小選挙区選出)議員	①候補者個人 候補者届出政党	公営ポスター掲示場の数 1,000枚×届出候補者数	公営ポスター掲示場に1人1枚	長さ42cm 幅30cm以内
	衆議院(比例代表選出)議員	名簿届出政党	500枚×名簿登載者数	長さ85cm 幅60cm以内
②参議院(選挙区選出)議員		公営ポスター掲示場の数	公営ポスター掲示場に1人1枚	
③参議院(比例代表選出)議員	候補者個人	70,000枚		
④都道府県知事		公営ポスター掲示場の数	公営ポスター掲示場に1人1枚	
⑤都道府県議会議員 (宮城県の場合)		"	"	長さ42cm
⑥指定都市市長 (仙台市の場合)		"	"	幅30cm
⑦市長(指定都市を除く)		1,200枚 (条例でポスター掲示場を設置する場合は、公営ポスター掲示場の数)		以内
⑧市議会議員	("	1,200枚		
⑨町村長	("	500枚		
⑩町村議会議員	("	500枚		

- *備考1 ①②③の選挙では、供託物が没収される者を除き、選挙事務所・選挙運動用自動車等・個人演説会場(③を除く)の立札・看板の類、個人演説会告知用ポスター(③を除く)及び選挙運動用ポスターは一定の範囲内で無料で作成できます。
- 2 ④から⑩の選挙では、条例で定めれば、供託物が没収される者を除き、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター(都道府県知事選挙の場合は個人演説会告知用ポスターを含む)は一定の額の範囲内で無料で作成できます。

③ その他の文書

新聞広告 候補者が、新聞を利用して行うことができる選挙運動は、次の回数だけです。

衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員 5回
都道府県知事 4回 無料

その他の選挙 2回 有料

選挙公報 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員及び都道府県知事の選挙では、都道府県の選挙管理委員会は、公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を選挙ごとに1回発行します。衆議院(小選挙区選出)議員及び参議院(選挙区選出)議員の選挙には、写真を掲

載することになっています。

選挙公報は、選挙の期日前2日までに各世帯に配布されます。

また、都道府県議会、市町村長、市町村議会議員の選挙では、その選挙を管理する選挙管理委員会は、選挙公報発行の手続きに準じて条例の定めるところにより、任意制の選挙公報を発行することができます。

※ 公職選挙法では、頒布や掲示できるものとして以上のものを認めていますが、これ以外に、多数の者に文書、図画、看板、プラカード等を回覧させることや、アドバルーン、ネオンサイン、電光ニュースを使ったり、スライド等を映写したりすることは禁止されています。例えば、バスの外側の広告板に候補者の氏名を記載したポスターを掲示して走行することはできません。

また、選挙期間中は、著述、演芸等の広告、その他どのような名目でも候補者の氏名が書いてある文章を頒布したり、掲示することはできません。

違 反 の 実 例

- 候補者の知人等が、自分の知人、友人等多数に投票依頼の手紙を出したもの。
- 候補者の後援会員が、後援会事務所の移転案内を口実に、投票依頼の印刷物を会員、非会員の区別なく、多数郵送配布したもの。
- 候補者の氏名や経歴等を印刷したビラを新聞に折り込み選挙区内に配ったもの。
- 選挙運動のビラやチラシを街頭で手渡したり、各戸の郵便受けに入れたりするもの。(政党等の確認団体を除く。)
- 選挙運動のために、氏名、写真等を大書きしたパンフレット、著書等多数を選挙区内に無差別に郵送したもの。
- 候補者を支持する組合の機関紙を、号外の名目で多数配布したもの。
- 選挙用の葉書、ポスター等を回覧板にして回覧したもの。

(8) 言論による選挙運動（参議院（比例代表選出）議員選挙を除く）

言論による選挙運動は、選挙人の耳へ政見・主義主張を訴える重要な運動です。

① 演説によるもの

個人演説会

各選挙において候補者は、学校、公会堂の他、市町村の選挙管理委員会の指定した施設を各一回限り無料で使用できますし、その他の会場でも個人演説会を開催することができます。個人演説会の回数には、制限がありません。

個人演説会では候補者以外の者でも演説ができますし、候補者が出席しないで他の者だけで演説することもできます。また、テープレコーダーを使用して、不在の候補者や応援者の演説を聞かせることもできます（衆議院議員選挙については、候補者届出政党による政党演説会、名簿届出政党等による

政党等演説会の開催ができます。)。

街頭演説

午前8時から午後8時までの間、街頭演説をすることができます。この場合、候補者については、選挙管理委員会から交付された標旗を掲げなければなりません。また、その際の運動員は15人まで選挙管理委員会から交付された腕章をつけなければなりません(候補者届出政党及び名簿届出政党等が行う場合を除く。)。

なお、街頭演説をする者は、「長時間にわたり、同一の場所にとどまつてしてはならない」とされています。

幕間演説

選挙運動に關係のない各種の会合で、その席上短い時間を利用して選挙運動のための演説をすることで、候補者、運動員はもちろん、誰にでもできます。

② 放送によるもの

政見放送

衆議院議員の選挙において、日本放送協会(NHK)又は民間放送により、名簿届出政党等は、当該選挙区における名簿登載者数に応じて定められた時間数内で、また、候補者届出政党は、当該都道府県における届出候補者数に応じて定められた時間数内で放送ができます。

参議院(選挙区選出)議員、都道府県知事の選挙における候補者は、日本放送協会(NHK)又は民間放送により、1回5分30秒以内でラジオ、テレビにより8回放送ができます。

経歴放送

衆議院(小選挙区選出)議員の選挙においては、日本放送協会(NHK)で、ラジオによりおおむね10回及びテレビにより1回放送します。

参議院(選挙区選出)議員及び都道府県知事選挙においては、日本放送協会(NHK)で、ラジオによりおおむね5回、テレビにより1回放送とともに、テレビによる政見放送を行なう際に経歴を放送します。

③ 連呼によるもの

連呼行為

連呼行為とは、短時間に一定の文句を連續反覆して呼称することで、午前

8時から午後8時までの間に限り、選挙運動のために使用される自動車、船舶の上で行うことができます。また、これ以外にも演説会場及び街頭演説の場合間に連呼することができます。ただし、学校、病院、診療所、その他の療養施設の周辺においては「静かにしなければならない」とされています。

(9) 自動車（船舶）による選挙運動（参議院（比例代表選出）議員選挙を除く）

各選挙の候補者（衆議院（比例代表選出）議員選挙を除く）は、自動車を1台（船は一隻）、拡声機は一揃を使用して選挙運動をすることができます。

これらには選挙運動用である旨の、選挙管理委員会が定めた表示をしなければなりませんし、自動車、船には候補者、運転手、船員の他、4人までしか乗ることができません。

また、衆議院議員の選挙においては、名簿届出政党等及び候補者届出政党においても自動車（船舶）による選挙運動ができます。

(10) 参議院（比例代表選出）議員選挙における言論、自動車（船舶）による選挙運動

① 名簿届出政党等が行えるもの

ア 選 挙 公 報

イ 政 見 放 送

ウ 新 聞 広 告

これらの選挙運動の回数等は、それぞれの名簿登載者の数に応じて割りあてられることになっています。

② 名簿登載者個人が行えるもの

ア 個 人 演 説 会

イ 街 頭 演 説

ウ 幕 間 演 説

エ 自動車（船舶） 2台

同時に行われる参議院（選挙区選出）議員の選挙における立候補者が、自らの選挙運動と同時に、比例代表選挙の選挙運動を行うことは可能です。

(11) 衆議院議員選挙における主な選挙運動

衆議院（小選挙区選出）議員選挙及び衆議院（比例代表選出）議員選挙における主な選挙運動についてまとめると、次のようになります。

種別 項目	衆議院（小選挙区選出）議員選挙		衆議院（比例代表選出）議員選挙
	候補者個人	候補者届出政党	名簿届出政党等
選挙事務所	・1箇所 (ただし、選挙区によつて3箇所まで可)	・候補者を届け出た選挙区ごとに 1箇所 (ただし、選挙区によつて3箇所まで可)	・名簿を届け出た選挙区内の都道府県ごとに1箇所
自動車(船舶) ・拡声機	・各1	候補者を届け出た都道府県において (届出候補者数3人まで)各1 (超える10人ごと)各1追加	名簿を届け出た選挙区において (名簿登載者数5人まで)各1 (超える10人ごと)各1追加
通常葉書	・3万5千枚以内	候補者を届け出た都道府県において ・2万枚に当該都道府県における届出候補者数を乗じて得た枚数以内	—
ビラ	・2種類以内 ・7万枚以内 ・規格制限あり(29.7×21cm以内)	候補者を届け出た都道府県において ・種類制限なし ・4万枚に当該都道府県における届出候補者数を乗じて得た枚数以内(ただし、候補者を届け出た選挙区において4万枚以内) ・規格制限あり(42×29.7cm以内)	名簿を届け出た選挙区において ・2種類以内 ・枚数制限なし ・規格制限なし
ポスター	・ポスター掲示場ごとに1枚	候補者を届け出た都道府県において ・種類制限なし ・1,000枚に当該都道府県における届出候補者数を乗じて得た枚数以内(ただし、候補者を届け出た選挙区において1,000枚以内) ・規格制限あり(85×60cm以内)	名簿を届け出た選挙区において ・3種類以内 ・500枚に当該ブロックにおける名簿登載者数を乗じて得た枚数以内 ・規格制限あり(85×60cm以内)
新聞廣告	・9.6cm×2段×5回	・当該都道府県における届出候補者数(16人を超える場合は16人)に応じて定められた寸法、回数	・当該選挙区における名簿登載者数(28人を超える場合は28人)に応じて定められた寸法、回数 〔当該選挙区で2%以上の得票を得た場合に限り公営〕
政見放送	—	・NHK、基幹放送事業者 ・当該都道府県における届出候補者数(12人を超える場合は12人)に応じて定められた時間数以内	・NHK、基幹放送事業者 ・当該選挙区における名簿登載者数(28人を超える場合は28人)に応じて定められた時間数以内
経歴放送	・NHK ・ラジオおおむね10回、テレビ1回	—	—
個人・政党演説会	・回数制限なし(ただし、同時開催5箇所以内)	・回数制限なし(ただし、候補者を届け出た選挙区において同時に開催2箇所以内) ・候補者の届出を行わない選挙区においては開催不可	・回数制限なし(ただし、名簿を届け出た選挙区において同時に開催8箇所以内)
街頭演説	・演説者がその場にとどまり、標旗(候補者1人1本)を掲げる ・午前8時から午後8時まで ・選挙運動員の制限:候補者1人につき15人以内	・停止した車上又は船上及びその周囲 ・午前8時から午後8時まで ・選挙運動員の制限なし	・停止した車上又は船上及びその周囲 ・午前8時から午後8時まで ・選挙運動員の制限なし
選挙公報	・選挙ごと1回発行	—	・当該選挙区における名簿登載者数(28人を超える場合は28人)に応じて定められた字数、寸法

(12) 公営による選挙運動

公営による選挙運動とは

選挙運動には、候補者自身が費用を負担して行うものと、国や地方公共団体が一定のルールにより費用を負担するものとがあります。この後者のものを公営による選挙運動といい、次の表のとおりとなっています。

選挙公営の種類

区分	選挙の種類 関係法令	衆議院小選挙区 選出議員		衆議院 比例 代表選 出議員		参議院 選挙区 選出議員		参議院比例 代表選出議員		都道府 県知事	都道府 県議会 議員	市町 村長・ 議會議員
		候補者 届出政 党	公職の 候補者	候補者 届出政 党	公職の 候補者	候補者 届出政 党	公職の 候補者	候補者 届出政 党	公職の 候補者			
1 選挙管理委員会がその全部を行うもの												
投票記載所の氏名等の掲示	法175 (263,264)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 内容は候補者等が選出するが、その実施は選挙管理委員会が行うもの												
ポスター掲示場の設置	法144の2 144の4 (263,264)		○		○				○	□	□	
選挙公報の発行	法167 172の2 (262,264)		○	○	○	○			○	□	□	
3 選挙管理委員会は便宜を提供するが、その実施は候補者が行うもの												
演説会(個人・政党・政党等) の公営施設使用	法161 164 (263,264)	△	○	△	○			○	○	○	○	
4 選挙管理委員会は実施には直接関与しないが、その経費の負担のみを行うもの												
選挙運動用自動車の使用	法141 (263,264)	△	○	△	○			○	□	□	□	
通常葉書の交付	法142 (263,264)	△	○		○			○	○	○	○	
通常葉書の作成	法142 (263)	△	○		○			○	△	△	△	
ビラの作成	法142 (263)	△	○	△	○			○	□	□	□	
選挙事務所の立札・看板の作成	法143 (263)	△	○	△	○	△	○	△	△	△	△	
選挙運動用自動車等の立札・看板の作成	法143 (263)	△	○	△	○			○	△	△	△	
ポスターの作成	法143 (263,264)	△	○	△	○			○	□	□	□	
新聞の広告	法149 (263,264)	○	○	●	○	●			○	△	△	
政見放送	法150 (263,264)	○		○	○	○			○			
経歴放送	法151 (263,264)		○		○				○			
演説会場(個人・政党・政党等) の立札・看板の作成	法163 164の2 (263)	△	○	△	○			△	△	△	△	
特殊乗車券の無料交付	法176 (263,264)		○		○			○	○			

備考 ○印は供託物が国庫に帰属することならない場合に限り公営で行われるもの、●印は得票数が一定数(衆議院比例代表選挙にあっては選挙区における有効投票の総数の百分の二、参議院比例代表選挙にあっては有効投票の総数の百分の一)以上である場合に限り公営で行われるもの、○印は公営で行われるもの、△印は公営で行われないもの、□印は都道府県又は市町村の条例により公営で行うことができるもの、空欄は制度のないものを示す。

(13) 日常の政治活動における文書図画の制限

公職にある人、公職の候補者及び公職の候補者となろうとする人が政治活動のために使用する公職の候補者等の氏名又はこれらの人々の氏名が類推されるような事項を表示している文書図画及び後援団体が政治活動のために使用する後援団体の名称を表示している文書図画のうち、候補者等又は後援団体が政治活動のために使用する事務所において掲示することができる立札及び看板の類の数は、候補者1人又は同一の候補者等に係るすべての後援団体を通じて次のとおりです。なお、大きさは縦150センチメートル、横40センチメートル以内で選挙管理委員会から交付された証票を貼らなければなりません。

◎候補者等又は後援団体の立札・看板の類の総数

	候補者等	同一の候補者等に係るすべての後援団体を通じて	備考
衆議院(小選挙区選出)議員	10	15	
参議院(選挙区選出)議員	14	21	(宮城県の場合)
都道府県知事	14	21	(宮城県の場合)
都道府県議会議員	6	6	
指定都市市長	10	10	
市長(指定都市を除く)	6	6	
市議会議員	6	6	
町村長 町議会議員	4	4	
※中央選挙管理会で交付するもの 衆議院(比例代表選出)議員 参議院(比例代表選出)議員 衆議院議員(重複立候補予定者)	30(10) 100(14) 30(10)	45(15) 150(21) 45(15)	()内の数字は宮城県の場合の一の選挙区内における限度枚数

※上記枚数は区割り改正法適用後の枚数です。

また、この立札、看板の類は事務所ごとにその場所において2枚を限度として掲示できますが、枚数を超えて掲示したり、事務所以外の場所に掲示したりすると違反になります。

政治活動用ポスターについては、ベニヤ板、プラスチック板等を用いて掲示(裏打ちポスター)することはできません。また、その表面に掲示責任者及び

印刷者の氏名（法人の場合は名称）及び住所を記載しなければ掲示できませんし、各選挙ごとにそれぞれ選挙前の一定の期間（下記の日から選挙の期日までの間）当該選挙区内に掲示することが禁止されています。

- ・衆議院議員総選挙…任期満了の日の6月前の日から又は解散の日の翌日から
- ・参議院議員通常選挙…任期満了の日の6月前の日から
- ・地方公共団体の長及び議会議員の選挙…任期満了の日の6月前の日から又は選挙事由が告示された日の翌日から
- ・各選挙の再選挙・補欠選挙…選挙事由が告示された日の翌日から
また、裏打ちのない小形の短冊形ポスター（ステッカー）も掲示することはできません。

(14) 選挙時における政治活動の規制

選挙時における政治活動については、公職選挙法は、政党その他の政治活動を行う団体の政治活動のうち、特定の活動につき、特定の選挙の行われる区域に限って規制されます。

1 政治活動が規制される選挙

次に掲げる選挙においては、その政治活動が規制されます。

- ① 衆議院議員の総選挙、再選挙及び補欠選挙（法201の5、201の7）
- ② 参議院議員の通常選挙、再選挙及び補欠選挙（法201の6、201の7）
- ③ 都道府県の議会の議員の一般選挙、再選挙、補欠選挙及び増員選挙（法201の8）
- ④ 指定都市の議会の議員の一般選挙、再選挙、補欠選挙及び増員選挙（法201の8）
- ⑤ 都道府県知事の選挙（法201の9）
- ⑥ 市長（特別区の区長を含む。）の選挙（法201の9）

これら以外の選挙については、政治活動のために連呼行為をすること等一定の行為のほかは政治活動の規制を受けません。

2 規制される政治活動の時間的場所的範囲

政治活動が規制される期間は、選挙の期日の公示（告示）の日から選挙の当日までの間です。

規制の場所的範囲については、衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙においては全国を通じて規制を受けますが、その他の選挙については、それぞれの選挙の行われる区域においてのみ規制を受けるのであって、その

他の地域は自由です。

3 規制される政治活動の方法

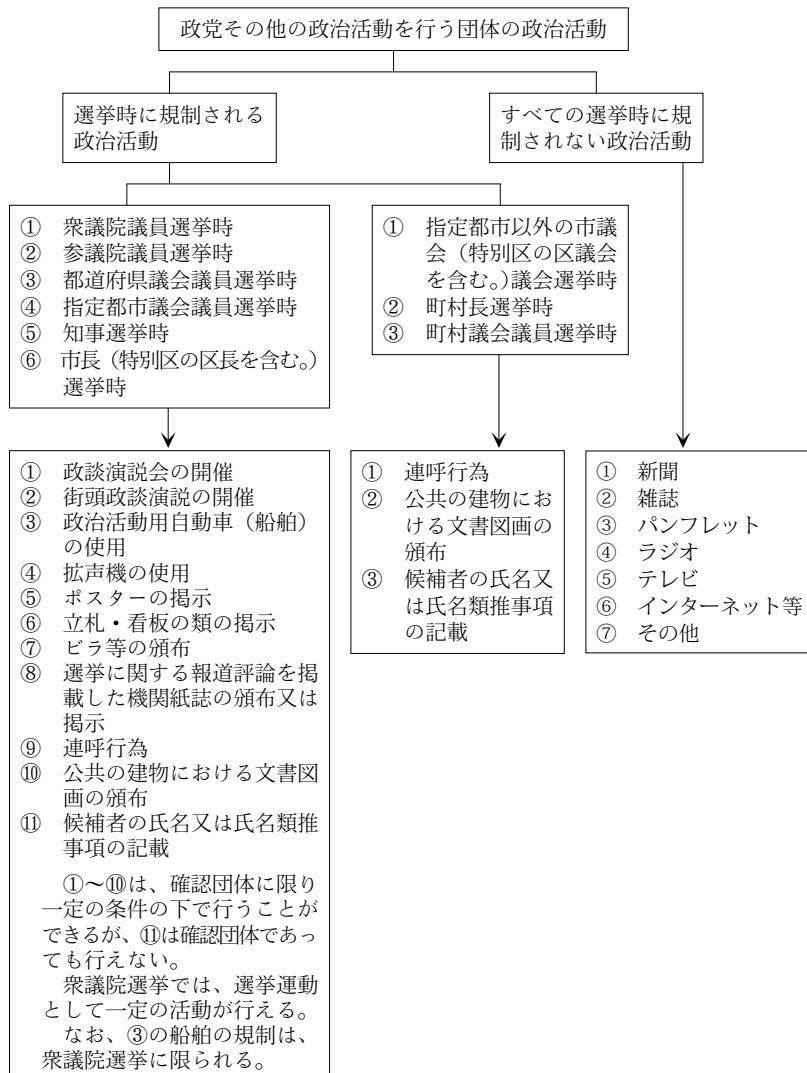
政治活動のうち、その態様あるいは効果の点で選挙運動と紛らわしい次に掲げるものが規制を受けます。

- ① 政談演説会の開催
 - ② 街頭政談演説の開催
 - ③ 宣伝告知（政党その他の政治活動を行う団体の発行する新聞紙及び雑誌の普及宣伝を含む。④も同じ。）のための自動車（衆議院選挙にあっては、船舶を含む。）の使用
 - ④ 宣伝告知のため拡声機の使用
 - ⑤ ポスターの掲示
 - ⑥ 立札及び看板の類の掲示（政党その他の政治団体の本部又は支部の事務所において掲示するものを除く。）
 - ⑦ ビラ（これに類する文書図画を含む）の頒布
 - ⑧ 機関新聞紙及び雑誌に選挙に関する報道、評論を掲載して頒布し又は掲示すること。
 - ⑨ 連呼行為
 - ⑩ 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物（専ら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅を除く。）における文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）の頒布（郵便又は新聞折り込み方法による頒布を除く。）
 - ⑪ 掲示又は頒布する文書図画（新聞及び雑誌を除く。）における特定候補者の氏名又は氏名類推事項の記載
- ※ 確認団体は、上記の規制される政治活動を一定の条件の下で行うことができます（⑪を除く。）。

これら以外の方法による政治活動、例えば新聞紙又は雑誌による広告、パンフレット、ラジオ、テレビ、インターネット等による政治活動は、いかなる選挙の期日の公示（告示）の日から選挙の当日までの間であろうと、また、いかなる政党その他の政治活動を行う団体であろうと自由に行うことができます。

なお、衆議院議員総選挙においては、公職選挙法第201条の5において「別段の定めがある場合を除き、」と規定され、選挙運動として許される態様・方法において、規制を受ける政治活動を行うことができます。

図1 政党その他の政治活動を行う団体の政治活動



4 選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去

各選挙につき、当該選挙の期日の公示又は告示の前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となったときは、当該候補者となった日のうちに、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）において、当該ポスターを撤去しなければなりません。

(15) 選挙期日後の挨拶行為の制限

選挙期日の後であるので、一概に選挙運動とはいえませんが、選挙に関連して行われるときには、多くの費用を要したり、事後買収となるおそれもあるので、当選又は落選のあいさつをする目的で、次のようなことをすることは禁止されます。無投票の場合も同じです。

- ① 戸別訪問してお礼をいうこと。
- ② 文書などを頒布又は掲示すること。(自筆の信書及び答礼の信書、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画などを除く)
- ③ 新聞、雑誌を利用すること。
- ④ 放送設備を利用すること。
- ⑤ 当選祝賀会などの集会をすること。
- ⑥ 自動車などを連ねて往来すること。
- ⑦ 当選の答礼のため、氏名、政党名などを言い歩くこと。

(16) 法定選挙運動費用・出納責任者

金持ちの人が当選し、有能な人でも金が無いため国民の代表者となることができないというのでは困るので、公職選挙法は、選挙運動費用の最高額を定めて、その範囲内でなければ、選挙運動の費用が支出できないことになっています。もし、これを超えて支出すれば当選が無効になります。

選挙運動費用の最高額は、各選挙によって異なり、次のように計算されます。

① 衆議院（小選挙区選出）議員

$$15\text{円} \times \left[\frac{\text{公示(告示)の日におけるその選挙区内の}}{\text{選挙人名簿登録者総数}} \right] + 1,910\text{万円}$$

② 参議院（選挙区選出）議員

議員定数 2 人の場合

$$13\text{円} \times \left[\frac{\text{公示(告示)の日におけるその選挙区内の}}{\text{選挙人名簿登録者総数}} \right] + 2,370\text{万円}$$

③ 参議院（比例代表選出）議員

5,200万円（定額）

④ 地方公共団体の長及び議会議員

イ 地方公共団体の長

告示の日における選挙人名簿登録者総数×人数割額+固定額

選挙の種類	人數割額	固定額
都道府県知事	7円	2,420万円
指定都市市長	7円	1,450万円
市長（指定都市を除く）	81円	310万円
町村長	110円	130万円

ロ 地方公共団体の議会議員

$$\frac{[\text{告示の日におけるその選挙区内の} \\ \text{選挙人名簿登録者総数}]}{\text{その選挙区内の議員定数}} \times \text{人数割額+固定額}$$

選挙の種類	人數割額	固定額
都道府県議会議員	83円	390万円
指定都市議会議員	149円	370万円
市議会議員（指定都市を除く）	501円	220万円
町村議会議員	1,120円	90万円

選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示があったら、直ちに法定費用を告示することになっています。

候補者は、法定費用を守るため正確な収入と支出を把握するよう、出納責任者1人を決めて選挙管理委員会に届け出なければなりません。

出納責任者は、選挙の後で選挙運動の収支を報告することになります。候補者が乗った船・車などの費用、選挙運動用自動車（船舶）の費用、供託金、出納責任者と意思を通じないで支出したものなどは選挙運動の支出から除かれます。

15 公職の候補者等の寄附の禁止等

寄附の禁止

公職にある人、公職の候補者及び公職の候補者となろうとする方は、選挙に関係なくともその選挙区内にある者に対し一切寄附をしてはいけませんし、また、選挙人も公職の候補者等に対して寄附を勧誘したり、要求したりしてはい

けません。ただし、政党その他の政治団体またはその支部に対して寄附をする場合や、親族に対してする場合は除かれます。

なお、禁止される寄附には、花輪、供物、香典なども入りますので注意してください。

贈ること、ねだることの禁止される事項

- お中元やお歳暮を贈ること。
- お祭りのときにお金を寄附したり、お酒などを届けること。
- 開店祝いや落成式、起工式などのときに花輪を贈ること。
- 出産、入学、卒業、就職などのお祝に、お金や品物を贈ること。
- 結婚式のとき、お祝いのお金や品物を贈ること。
- 旅行する人に、餞別を贈ること。
- お葬式の際、香典や花輪、供物などを贈ること。
- 町内会や老人会又は後援会員などの集まりに、お金を寄附したり、食事やお酒などを届けること。
- 町内会などの団体旅行の際、弁当や飲物を差し入れたり、バス代などの費用を負担すること。
- 選挙区からの陳情者などに食事や飲物を出したり、おみやげなどをあげること。

(1) 公職の候補者等の寄附の禁止

政治家（候補者、候補者になろうとする者及び現に公職にある者）の寄附禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすること（政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます。）は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されていますが、次のものを除きすべて罰則の対象となりますから注意してください。

ア 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀

イ 政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典

なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されます。

また、政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食事料の提供は禁止され、罰則の対象となります。

(2) 寄附の勧誘・要求に対する罰則

政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすることも禁止されていますが、特に、政治家を威迫して、あるいは政治家の当選又は被選挙権を失わせる

目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

(3) 後援団体の寄附禁止

後援団体（いわゆる後援会）は、選挙区内にある者に対して寄附をすることは、禁止されていますが、選挙前の一定期間を除き後援団体の設立目的により行う行事や事業に関して寄附をすることは、認められています。しかし、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものは、その時期のいかんを問わず、処罰されます。

問 答

問 候補者等が選挙区内にある者に対するお中元、お歳暮、入学祝、結婚祝、出産祝、お祭り等の寄附、餞別等従来から慣行として行われているようなものも寄附に該当し、罰則をもって禁止されるのか。

答 そのとおりです。

問 候補者等が氏子である神社や檀家となっている寺（選挙区内にある）の社殿や本堂修復のため、候補者等が寄附をすることはどうか。

答 罰則をもって禁止されています。

問 候補者等が町内会の野球大会に際してカップや記念品を贈ることはどうか。

答 罰則をもって禁止されます。

問 候補者等が選挙区内にある者に対して匿名で寄附をすることはどうか。また、配偶者や秘書などの名義で寄附をすることはどうか。

答 匿名であっても他人名義であっても、実質上候補者等が寄附をするものである限り、罰則をもって禁止されます。

問 候補者等が葬儀の際に神官、僧侶等に、いわゆるお布施を出すことは寄附に当たるか。

答 役務の提供に対する債務の履行と認められる限り、寄附には当たりません。

問 選挙区内の過疎地で交通不便な場所において行う純粋な政治講習会に関し、議員がバスをチャーターしてその参加者を会場まで運ぶことは、寄附の禁止に当たらないと思うがどうか。

答 その地域の交通事情等から判断して必要やむを得ない実費の補償と認められる限り、禁止されません。

問 町内会の役員は、町内にいる候補者等に対して祭の寄附の勧誘・要求をしてはならないか。

答 そのとおりです。

- 問** 後援団体の設立目的に会員の親睦が入っている場合、花輪、供花、香典、祝儀等を出すことはどうか。
- 答** 罰則をもって禁止されます。
- 問** 後援団体が町内の老人クラブのバス旅行に際し、その老人クラブに餞別を贈ることは許されるか。
- 答** 餞別を贈ることは、一般にその後援団体の設立目的により行う行事又は事業に関するものとは認められず、常時罰則の対象となるものと考えられます。
- 問** 後援団体が選挙区内にある者の家の新築祝いを出すことはどうか。
- 答** 罰則をもって禁止されます。

(4) 時候のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含まれます。）を出すことは禁止されます。

問 答

- 問** 年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状には祝電や弔電が含まれるか。
- 答** 含まれません。
- 問** 年賀状、電子郵便により選挙区内にある者に対して年賀のためのあいさつ状を出すことはできるか。
- 答** できません。
- 問** 印刷した年賀状などのほかに禁止されるあいさつ状にはどのようなものがあるか。
- 答** 「喪中につき年賀のあいさつ失礼します」なる欠礼のはがきやクリスマスカードやファックスにより送る時候のあいさつ状などがあります。

(5) あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告（いわゆる名刺広告など）を出すと処罰されます。

なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めることも禁止されており、威迫して求めるところも処罰されます。

――――問 答――――

問 政策広告は禁止されるのか。

答 政策広告は一般的にはあいさつを目的とする有料広告には該当しません。

問 選挙区内にある者に対する政策広告の中にあいさつ文を入れると禁止規定に該当することとなるか。

答 政策広告の中に「あいさつ」を入れた場合、このことにより全体としてみて、①主として、年賀、寒中見舞、暑中見舞その他これらに類するものためにするあいさつを目的とするものに該当すると認められる場合、②主として、慶弔、激励、感謝その他にこれらに類するものためにするあいさつを目的とするものに該当すると認められる場合には、あいさつを目的とする有料広告として規制されることになります。

問 「慶弔、激励、感謝その他これらに類するものためにするあいさつ」とは具体的には、どのようなものが考えられるか。

答 各種の大会に係る祝いや人の死亡に係るあいさつ、地元の高校の野球大会への出場に係る激励のあいさつ、また、後援団体の結成20周年にあたりこれまでの支持に対する感謝のあいさつ、さらには災害見舞等が考えられます。

問 候補者等自身が発行する政策の普及宣言のための雑誌、パンフレット等にあいさつ文を掲載することはできるか。

答 差し支えありません。

(1)、(2)、(3)及び(5)によって処罰されると公民権停止の対象となります。

16 連 座 制

違反に対する制裁の強化等

連座制とは、候補者や立候補予定者と一定の関係にある者が、買収罪等の罪を犯し刑に処せられた場合には、たとえ候補者や立候補予定者が買収等の行為に関わっていなくても、候補者や立候補予定者本人について、その選挙の当選を無効とするとともに立候補制限という制裁を科す制度です。

平成6年の改正では、連座制の対象となる者の範囲が拡大され、立候補予定者の親族（父母、配偶者、子、兄弟姉妹）や候補者・立候補予定者の秘書も連座制の対象とされました。また、親族や秘書の連座要件について、これらの者が禁錮以上の刑に処せられたときは、たとえ執行猶予の言渡しを受けても連座が適用されます。

特に、改正前は連座によって、候補者（当選人）の当選が無効とされました
が、これに加えて、5年間、同じ選挙で同一の選挙区から立候補することができないこととなりました。

なお、連座対象者が悪質な選挙違反を他の候補者等と通じてわざとしたよう
な場合（いわゆるおとり、寝返りの場合）には、この立候補制限は科されませ
ん。

連 座 対 象 者

- 1 総括主宰者
- 2 出納責任者
- 3 地域主宰者
- 4 候補者又は立候補予定者の親族（ただし、候補者等
と意思を通じて選挙運動をしたもの）
- 5 候補者又は立候補予定者の秘書（ただし、候補者等
と意思を通じて選挙運動をしたもの）
- 6 組織的選挙運動管理者等

17 政治資金規正法のあらまし

(1) 寄附の量的制限

寄附の量的制限は、政治資金の集め方に節度をもたせるため、「政治活動に関する寄附」の授受について量的な面から規制しようとするものであり、「総枠制限」と「個別制限」の2種類があります。ここで注意しなければならないこととして、①年間の寄附額が寄附限度額を超えることとならないようにならなければならないが、この年間の寄附額は政治団体の本部に対する寄附と、支部に対する寄附を通じて算定されること、②寄附の量的制限の規定は、寄附をする側と寄附を受ける側のそれぞれについて主体区分をし、その区分により取扱いを異にしていること、この2点があります。特に②に関して寄附をする側については、「個人」、「会社・労働組合等」、「政治団体」の3グループに区分し、寄附を受ける側については、「政党・政治資金団体」、「その他の政治団体」、「公職の候補者」の3グループに区分しています。これらの概略を示すと表のとおりとなります。

(2) 寄附の質的制限

次の行為は禁止されています。

- ① 国・県・市町村から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金を受けているり、資本金、基本金などの拠出を受けている会社その他の法人が、政治活動に関する寄附をすること。また、何人もこれを受けること。
- ② 3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社が、政治活動に関する寄附をし、また、何人もこれを受けること。
- ③ 外国人、外国法人または主な構成員が外国人や外国法人である団体から、政治活動に関する寄附を受けること。（ただし、主な構成員が外国人や外国法人である日本法人であって、その発行する株式が証券取引所において5年以上継続して上場されているものがする寄附を除く。）
- ④ 本人の名義以外の名義または匿名で政治活動に関する寄附をし、また、何人もこれを受けること。
- ⑤ 相手方に対し不當にその意思を拘束するような方法で、政治活動に関する寄附のあっせんに係る行為を行うこと。
- ⑥ 政治活動に関する寄附のあっせんをする者が、寄附をしようとする意思に反してその賃金、工賃などから控除するような寄附を集めること。

寄附の量的制限一覧

受領者	寄附者	個人		会社・労働組合		政治団体		政党	
		総控制限	同一の相手方に 対する個別制限	同一の相手方に 対する個別制限	総控制限	同一の相手方に 対する個別制限	総控制限	同一の相手方に 対する個別制限	総控制限
政党・政治資金団体	年間 2,000万円	制限なし	資本金、組合 員数等(※4) に応じて年間 750万～1億円	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
その他の 政治団体	年間 1,000万円 (※2)	年間 150万円 (※3)	禁 止	禁 止	禁 止	禁 止	禁 止	禁 止	禁 止
資金管理団体 資金管理団体 以外の政治団 体	年間 150万円	年間 150万円	禁 止	禁 止	禁 止	禁 止	禁 止	禁 止	禁 止
公職の候補者	金銭等に限り 禁止(※1) その他は 年間150万円	金銭等に限り 禁止(※1) その他は 年間150万円	禁 止	禁 止	禁 止	禁 止	禁 止	禁 止	禁 止

※1 選挙運動に関するものについては、金銭等による寄附ができます。

※2 資金管理団体の届出をした「公職の候補者」が、その資金管理団体に対してする特定寄附（公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附）については、制限なしとされています。

※3 「公職の候補者」は、一定期間（地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選舉における選舉にあつては、その任期満了の日前90日に当たる日から当該選舉の期日までの間、当該公職の候補者に係る後援団体に対し寄附をすることが禁止されます。

（ただし、資金管理団体に対してする寄附は差し支えられません。）
※4 「その他の団体」については、「前項における年間経費の額」に応じて総控制限が設けられています。

（注意）個人の遺贈による寄附については、総控制限及び個別制限は適用されません。

図1 政治家個人に関する政治資金の流れについて

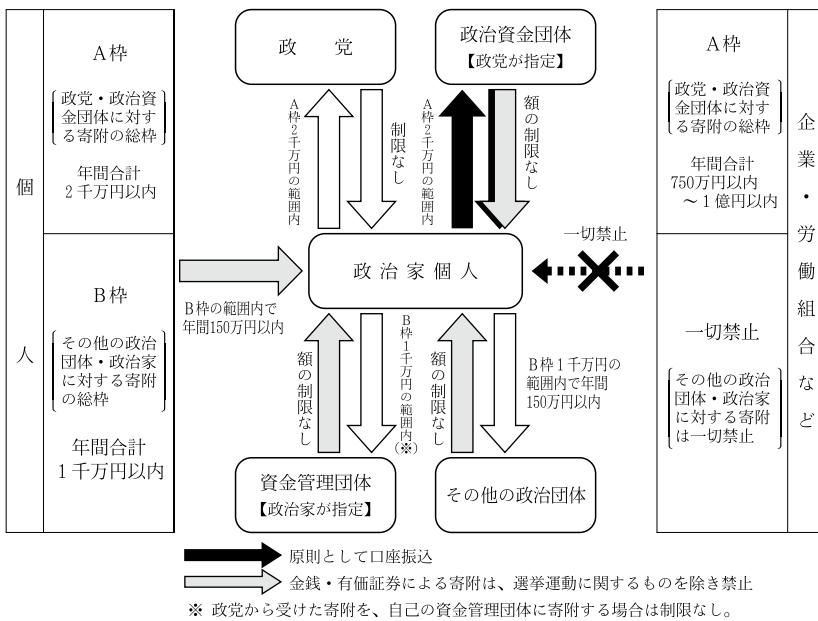
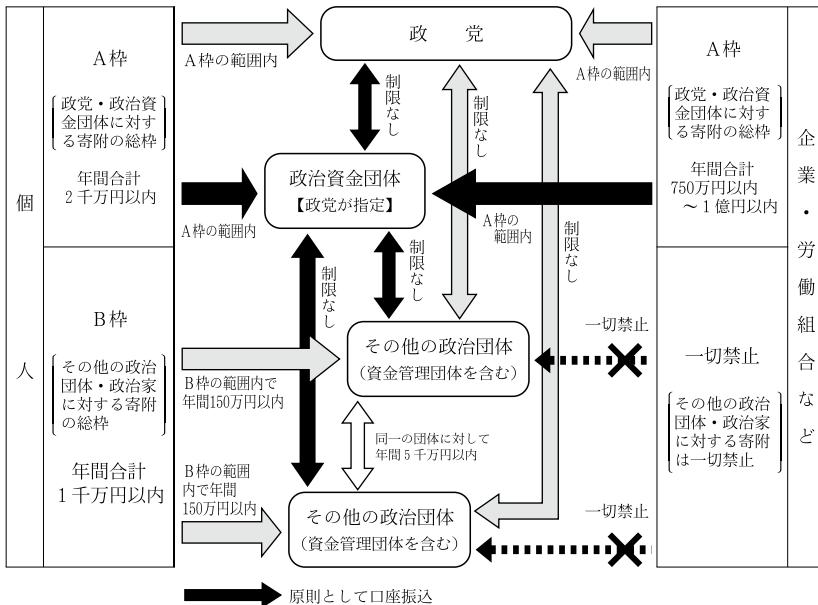


図2 政党・政治団体に関する政治資金の流れについて



18 参 考 資 料

(1) 選挙の豆知識

① ドント式

名簿届出政党等名		A 党	B 党	C 党
名簿登載者数		4人	3人	2人
得票数		1,000票	700票	300票
除 数	1	① 1,000	② 700	⑥ 300
	2	③ 500	④ 350	150
	3	⑤ $333\frac{1}{3}$	233 $\frac{1}{3}$	
	4	250		
当選人数		3人	2人	1人

衆議院（比例代表選出）議員選挙及び参議院（比例代表選出）議員選挙において採用されている比例計算方式です。

ドント式を具体的に例示して説明します。A党、B党及びC党が候補者名簿を提出し、それぞれ4人、3人、2人の候補者が名簿に登載されていたとします。説明の都合上、選挙すべき議員の数は6人とします。各政党等の得票数を整数で除し、除して得られた商が表のように出てきますので、その商の一番大きい数値から順に教えていって6番目までの候補者を当選人とするのです。

その結果、A党には3議席が配分されます。衆議院議員選挙は候補者名簿の記載順に上位3人が、参議院議員選挙は得票数の多い候補者から上位3人が当選人となります。

② 公示と告示

衆議院議員総選挙や参議院議員通常選挙では、天皇が内閣の助言と承認によって期日を定めて、詔書をもって「公示」を行い、その他の選挙では、国の選挙でも地方の選挙でも、当該選挙を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙にあっては中央選挙管理会）が選挙の期日を定めて、「告示」を行うこととされています。

公示又は告示は、選挙期日の一定期間前までに行うこととされており、長いものでは参議院議員選挙及び都道府県知事選挙が少なくとも17日前に、短いものでは町村の議員又は長の選挙が少なくとも5日前に行わなければならないものとされています。

(2) 市町村の首長及び議会議員等の任期満了等一覧表

令和6年1月1日現在

番号	市町村名	首 長				議 員					定数
		令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年		
1	仙 台 市		8.21							8.27	55
2	石 卷 市		4.28					5.27			30
3	塩 竈 市				9.10					9.10	18
4	気 仙 沼 市			4.29				4.29			24
5	白 石 市	11.13								7.30	16
6	名 取 市	7.24				1.31					21
7	角 田 市	8.9								9.30	16
8	多 賀 城 市	10.24								9.10	18
9	岩 沼 市			6.22		1.11					16
10	登 米 市		4.28				4.28				26
11	栗 原 市		4.30				4.30				24
12	東 松 島 市		4.28				4.28				18
13	大 崎 市			4.29				4.29			28
14	富 谷 市				2.10					9.10	18
15	蔵 王 町	10.5				3.5					15
16	七ヶ宿 町			9.23				9.23			8
17	大 河 原 町	10.27					4.30				15
18	村 田 町				8.27					8.27	12
19	柴 田 町			7.22			3.31				18
20	川 崎 町				8.27	3.31					13
21	丸 森 町				1.13					11.30	14
22	亘 理 町			5.27						11.12	16
23	山 元 町			4.24						11.12	13
24	松 島 町				9.10		12.14				14
25	七ヶ浜 町				9.10					9.10	14
26	利 府 町			3.1						9.10	16

令和6年1月1日現在

番号	市町村名	首長				議員				定数
		令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	
27	大和町				10.8	3.31				18
28	大郷町		9.6						9.10	12
29	大衡村				4.25				4.25	12
30	色麻町				8.27	2.4				13
31	加美町				8.27		3.31			17
32	涌谷町				5.25				12.31	13
33	美里町			2.4				2.4		13
34	女川町				11.12				11.12	11
35	南三陸町		11.5					11.5		13

衆議院議員	令和7年10月30日
参議院議員	令和7年7月28日
	令和10年7月25日
知事	令和7年11月20日
県議会議員	令和9年11月12日

(3) 選挙人名簿登録者数(定時登録)

令和5年12月登録日現在

市区町村名	今回(令和5年12月登録日)現在		
	男	女	計
総 数	924,335	986,389	1,910,724
市 部 計	780,684	838,958	1,619,642
郡 部 計	143,651	147,431	291,082
仙 台 市 計	431,345	470,962	902,307
青 葉 区	117,761	131,498	249,259
宮 城 野 区	77,187	82,483	159,670
若 林 区	56,842	60,486	117,328
太 白 区	94,365	103,195	197,560
泉 区	85,190	93,300	178,490
石 卷 市	56,517	60,458	116,975
塩 竈 市	21,509	23,520	45,029
気 仙 沼 市	24,612	26,481	51,093
白 石 市	13,466	14,008	27,474
名 取 市	31,921	33,438	65,359
角 田 市	11,705	11,794	23,499
多 賀 城 市	25,627	26,429	52,056
岩 沼 市	17,759	18,499	36,258
登 米 市	31,092	32,593	63,685
栗 原 市	26,430	28,109	54,539
東 松 島 市	15,983	16,855	32,838
大 崎 市	52,109	54,112	106,221
富 谷 市	20,609	21,700	42,309
刈 田 郡 計	5,236	5,477	10,713
蔵 王 町	4,717	4,944	9,661
七 ケ 宿 町	519	533	1,052
柴 田 郡 計	33,419	34,191	67,610
大 河 原 町	9,678	10,276	19,954
村 田 町	4,438	4,404	8,842
柴 田 町	15,734	15,917	31,651
川 崎 町	3,569	3,594	7,163
伊 具 郡 計	5,315	5,278	10,593
丸 森 町	5,315	5,278	10,593
亘 理 郡 計	18,926	19,719	38,645
亘 理 町	13,942	14,519	28,461
山 元 町	4,984	5,200	10,184
宮 城 郡 計	27,757	29,025	56,782
松 島 町	5,552	6,065	11,617
七 ケ 浜 町	7,659	7,783	15,442
利 府 町	14,546	15,177	29,723
黒 川 郡 計	17,431	16,714	34,145
大 和 町	11,967	11,091	23,058
大 鄕 町	3,197	3,321	6,518
大 衡 村	2,267	2,302	4,569
加 美 郡 計	11,761	12,313	24,074
色 麻 町	2,593	2,817	5,410
加 美 町	9,168	9,496	18,664
遠 田 郡 計	16,142	17,008	33,150
涌 谷 町	6,392	6,614	13,006
美 里 町	9,750	10,394	20,144
牡 鹿 郡 計	2,543	2,507	5,050
女 川 町	2,543	2,507	5,050
本 吉 郡 計	5,121	5,199	10,320
南 三 陸 町	5,121	5,199	10,320

衆議院議員小選挙区別登録者数（区割り改正法適用後）

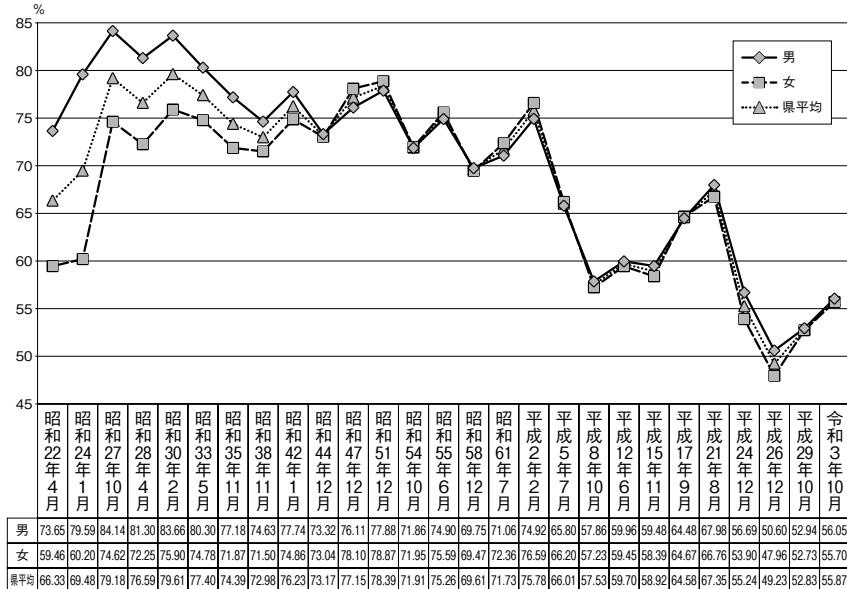
	男	女	計
第一区	212,126	234,693	446,819
第二区	219,219	236,269	455,488
第三区	137,747	142,404	280,151
第四区	187,976	197,208	385,184
第五区	167,267	175,815	343,082

県議合区等選挙区別登録者数

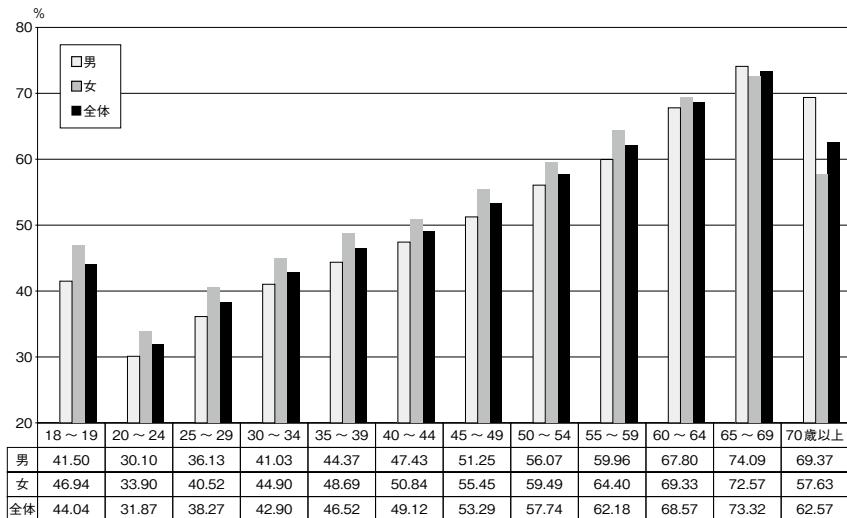
	男	女	計
石卷・牡鹿	59,060	62,965	122,025
気仙沼・本吉	29,733	31,680	61,413
白石・刈田	18,702	19,485	38,187
角田・伊具	17,020	17,072	34,092
多賀城・七ヶ浜	33,286	34,212	67,498
富谷・黒川	38,040	38,414	76,454
宮城	20,098	21,242	41,340

(4) 各種選挙の統計

①-1 衆議院議員総選挙の投票率比較（宮城県小選挙区）

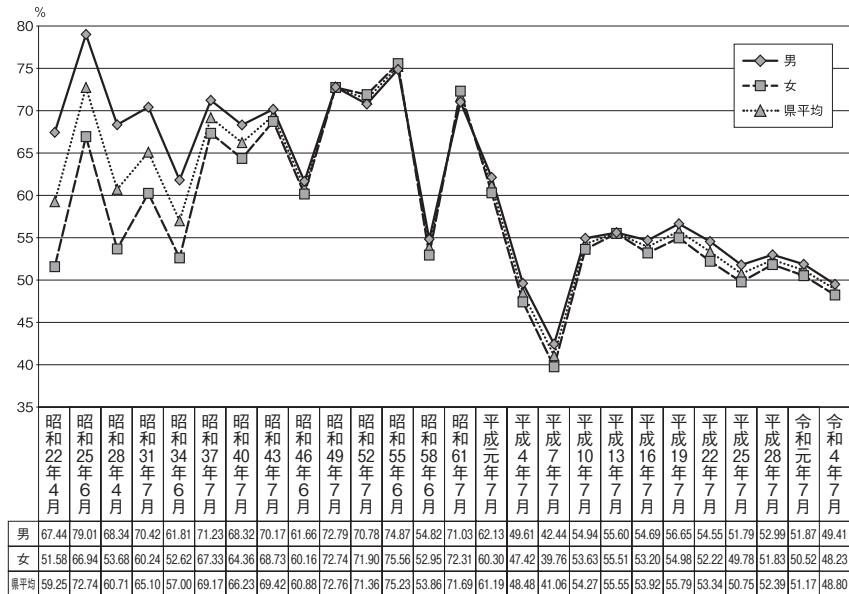


①-2 令和3年10月31日執行衆議院議員総選挙における年齢階層別投票率（宮城県小選挙区）

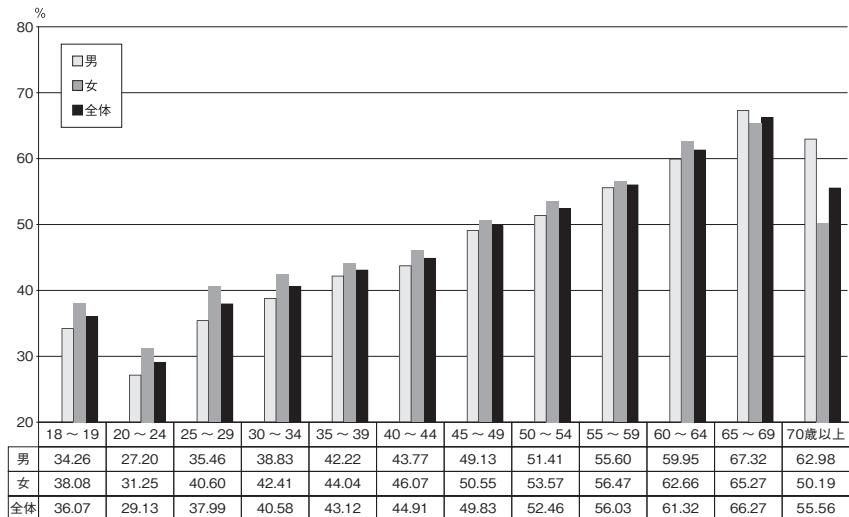


(注) 年齢階層別投票率については、各市区町村の1投票区の抽出調査である。

②-1 参議院議員通常選挙の投票率比較（宮城県選挙区）

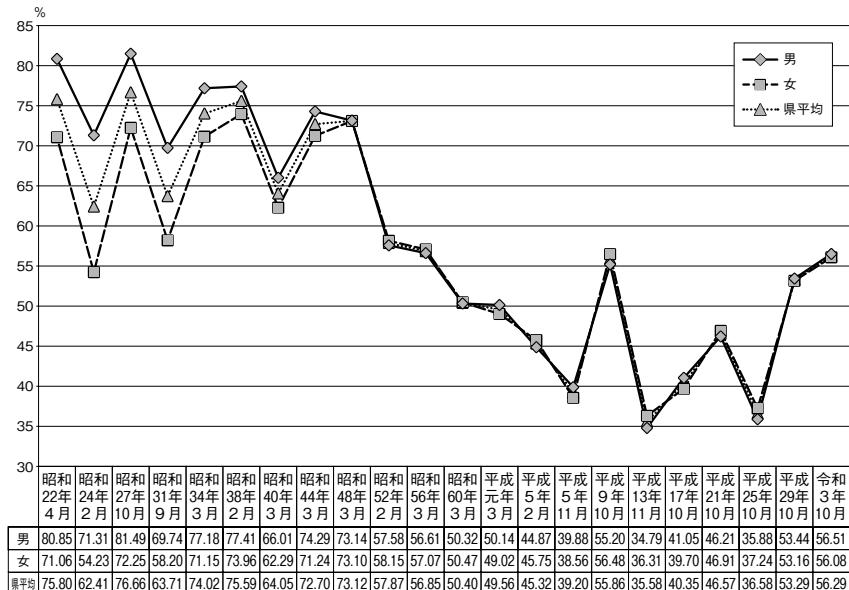


②-2 令和4年7月10日執行参議院議員通常選挙における年齢階層別投票率（宮城県選挙区）

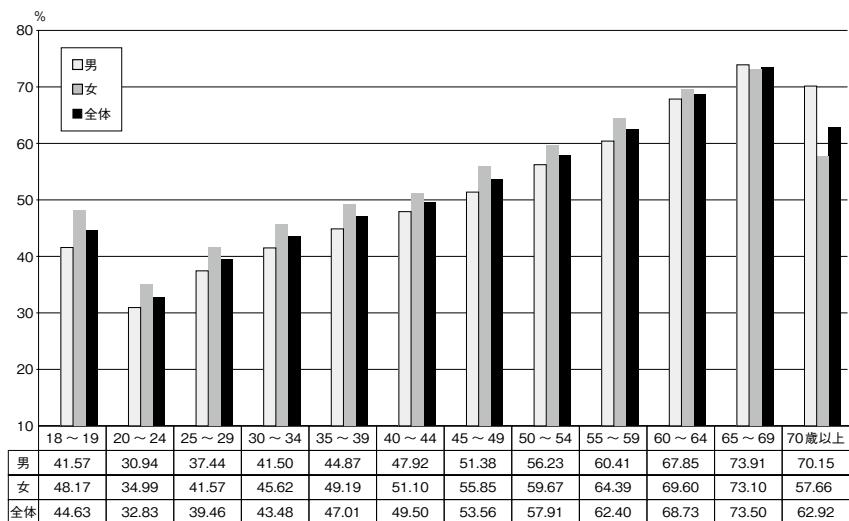


(注) 年齢階層別投票率については、各市区町村の1投票区の抽出調査である。

③-1 宮城県知事選挙の投票率比較

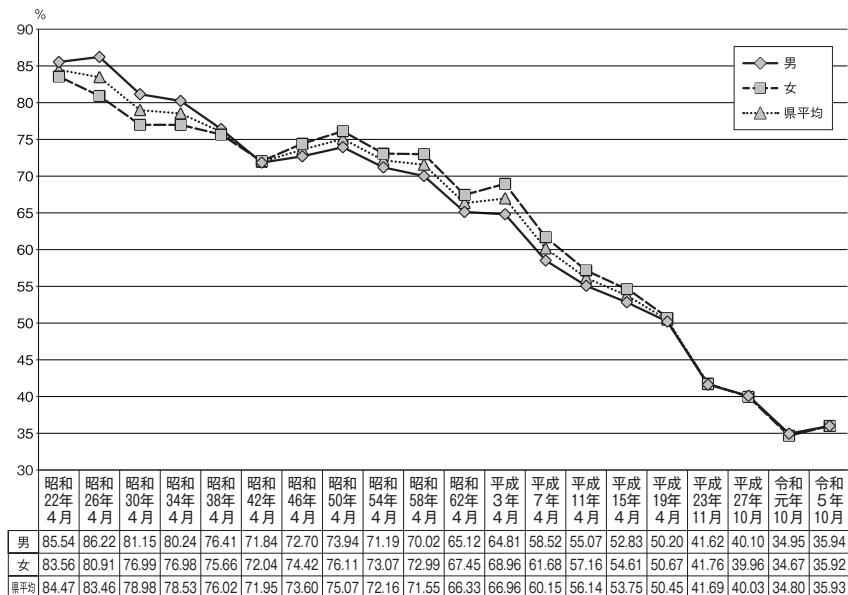


③-2 令和3年10月31日執行宮城県知事選挙における年齢階層別投票率

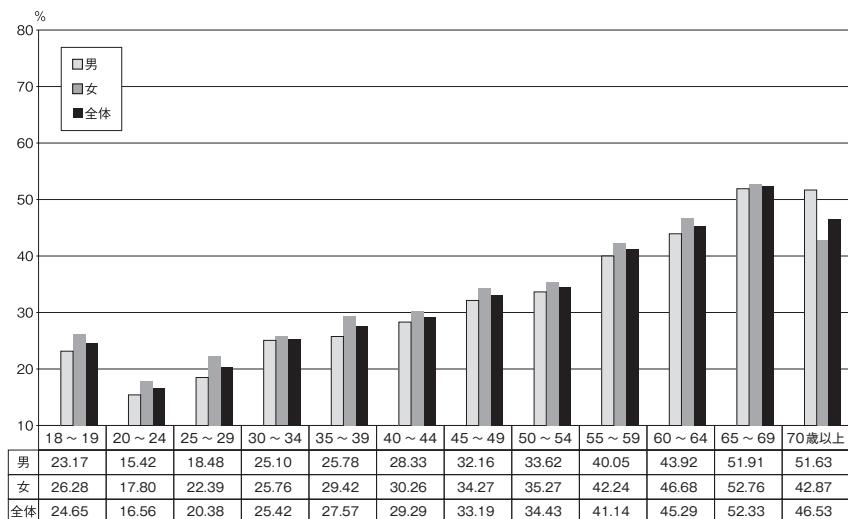


(注) 年齢階層別投票率については、各市区町村の1投票区の抽出調査である。

④-1 宮城県議会議員一般選挙の投票率比較



④-2 令和5年10月22日執行宮城県議会議員一般選挙における年齢階層別投票率



(注) 年齢階層別投票率については、各市区町村の1投票区の抽出調査である。

(5) わが国の選挙制度の変遷（衆議院議員選挙）

第1回目の衆議院議員総選挙からの人口、有権者、投票率および選挙区制と選挙資格は次のようにかわっています。

① 人口、有権者、投票率

回	年　月　日	有　権　者　数	人　口	人口に 対する 有　権　者　比	有　権　者　増　加　率　(22回比) %	投　票　率　%
1	明治23. 7. 1	第1回 総選挙	3,990 万人	1.13	1.2	93.91
2	〃 25. 2. 15					
3	〃 27. 3. 1	450,852 人				
4	〃 27. 9. 1					
5	〃 31. 3. 15					
6	〃 31. 8. 10					
7	〃 35. 8. 10	982,868 人	4,496 万人	2.18	2.7	88.39
8	〃 36. 3. 1					
9	〃 37. 3. 1					
10	〃 41. 5. 15					
11	〃 45. 5. 15					
12	大正4. 3. 25					
13	〃 6. 4. 20					
14	〃 9. 5. 10	3,064,590 人	5,547 万人	5.52	8.3	86.78
15	〃 13. 5. 10					
		万人	万人			
16	昭和3. 2. 20	1,240	6,207	19.98	33.6	80.36
17	〃 5. 2. 20	1,265	6,387	19.81	34.3	83.34
18	〃 7. 2. 20	1,201	6,586	18.23	32.6	83.09
19	〃 11. 2. 20	1,430	6,959	20.55	38.8	78.65
20	〃 12. 4. 30	1,407	7,004	20.10	38.2	73.31
21	〃 17. 4. 30	1,459	7,230	20.18	39.6	83.16
22	〃 21. 4. 10	3,687	7,580	48.64	100.0	72.08

回	年　月　日	有権者数	人口	人口に対する有権者比	有権者増加率(22回比)%	投票率%
		万人	万人			
23	昭和22. 4. 25	4,090	7,810	52.37	110.0	67.95
24	〃 24. 1. 23	4,210	8,178	51.48	114.2	74.04
25	〃 27. 10. 1	4,677	8,590	54.45	126.9	76.43
26	〃 28. 4. 19	4,709	8,609	54.70	127.7	74.22
27	〃 30. 2. 27	4,923	9,870	49.88	133.5	75.84
28	〃 33. 5. 22	5,201	9,108	57.10	141.1	76.99
29	〃 35. 11. 20	5,431	9,342	58.14	147.3	73.51
30	〃 38. 11. 21	5,828	9,616	60.61	158.1	71.14
31	〃 42. 1. 29	6,299	9,905	63.59	170.8	73.99
32	〃 44. 12. 27	6,926	10,202	67.89	187.8	68.51
33	〃 47. 12. 10	7,376	10,807	68.25	200.0	71.76
34	〃 51. 12. 5	7,793	11,215	69.49	211.4	73.45
35	〃 54. 10. 7	8,017	11,529	69.54	217.4	68.01
36	〃 55. 6. 22	8,093	11,619	69.65	219.5	74.57
37	〃 58. 12. 18	8,425	11,860	71.04	228.5	67.94
38	〃 61. 7. 6	8,642	12,125	71.27	234.4	71.40
39	平成 2. 2. 18	9,032	12,274	73.59	245.0	73.31
40	〃 5. 7. 18	9,447	12,447	75.90	256.2	67.26
41	〃 8. 10. 20	9,768	12,552	77.82	264.9	59.65
42	〃 12. 6. 25	10,043	12,554	80.00	272.4	62.49
43	〃 15. 11. 9	10,223	12,614	81.04	277.3	59.86
44	〃 17. 9. 11	10,299	12,766	80.68	279.3	67.51
45	〃 21. 8. 30	10,395	12,759	81.47	281.9	69.28
46	〃 24. 12. 16	10,396	12,752	81.52	282.0	59.32
47	〃 26. 12. 14	10,396	12,707	81.81	282.0	52.66
48	〃 29. 10. 22	10,609	12,672	83.72	287.7	53.68
49	令和 3. 10. 31	10,532	12,507	84.21	285.7	55.93

② 選挙区制

年	選挙区制	議員定数	概要
明治22年	小選挙区	300	<ul style="list-style-type: none"> 行政区画と人口を基準として人口13万に対し議員1人の割合 原則として1人1区。1人区214。26万人前後の2人区(連記制)43。計257。
明治33年	大選挙区	369	<ul style="list-style-type: none"> 1府県を選挙区とし別に市を独立の選挙区とした。 人口12万に議員1人の割合、単記無記名式採用 1人区から13人区まで、計97区。
明治35年	〃	381	<ul style="list-style-type: none"> 1人区から12人区まで、計109区。
大正8年	小選挙区	464	<ul style="list-style-type: none"> 原則として1人1区、例外として2人区・3人区を認めた。 1人区295、2人区68、3人区11、計374区。
大正14年	中選挙区	466	<ul style="list-style-type: none"> 1区3～5人の中選挙区。 人口12万人に議員1人を基準に各府県に議員数を配当。 3人区53、4人区38、5人区31、計122区。
昭和20年	大選挙区 (沖縄2含む)	468	<ul style="list-style-type: none"> 1府県1選挙区(最高14人区)を原則とし、15人を越す府県は分割、計54区(制限連記制)。
昭和22年 昭和28年 昭和39年 昭和46年 昭和50年 昭和61年 平成4年	中選挙区	466 467 486 491 511 512 511	<ul style="list-style-type: none"> 1区3～5人の中選挙区。1府県で5人を越えるときは府県を2区以上に分割、再び単記制を採用。 3人区40、4人区39、5人区38、計117区。
平成6年	小選挙区 比例代表並立	500	<ul style="list-style-type: none"> 1区1人の小選挙区及び全国を11の選挙区に分割して行われる比例代表、記号式投票を採用。 小選挙区300、比例代表200
平成25年	〃	475	小選挙区295、比例代表180
平成28年	〃	465	小選挙区289、比例代表176

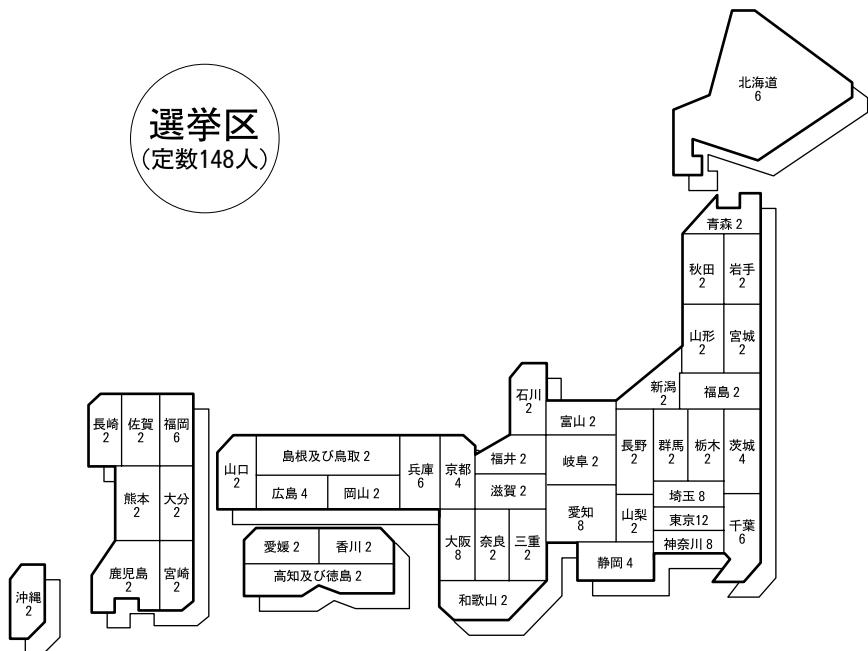
③ 選挙資格

年	関係法令	概要
明治22年	衆議院議員選挙法公布	<ul style="list-style-type: none"> 選挙権は満25才以上の男子で1年以上同一府県内に居住、直接国税15円以上納めた者。
明治33年	衆議院議員選挙法改正	<ul style="list-style-type: none"> 住所期間を6ヵ月に短縮、直接国税を10円以上納めた者に改正。
大正8年	〃	<ul style="list-style-type: none"> 直接国税を3円以上納めた者に改正。
大正14年	〃	<ul style="list-style-type: none"> 普通選挙を実施。納稅条件を撤廃。 居住期間は名簿登録要件1年、昭和9年に6ヵ月と改正。
昭和20年	〃	<ul style="list-style-type: none"> 満20才以上の男女に改正、婦人参政権を認めた。
昭和25年	公職選挙法公布	〃
平成25年	公職選挙法改正	<ul style="list-style-type: none"> 成年被後見人は選挙権及び被選挙権を有しないものとする規定を削除。
平成27年	〃	<ul style="list-style-type: none"> 満18才以上の男女に改正。

(6) 各種選挙の選挙区及び定数

参議院議員選挙選挙区図

参議院議員通常選挙の各選挙区別定数



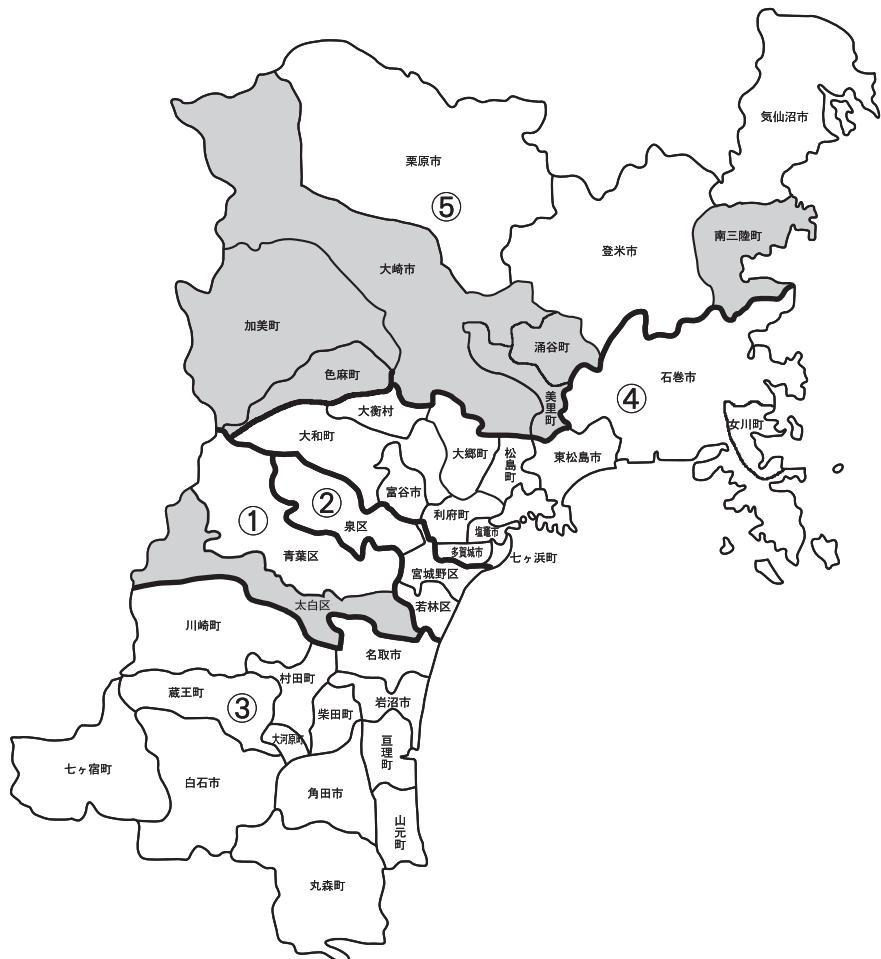
比例代表
(定数100人)

全国を一つの区域とする

衆議院議員選挙小選挙区図

(区割り改正法適用後)

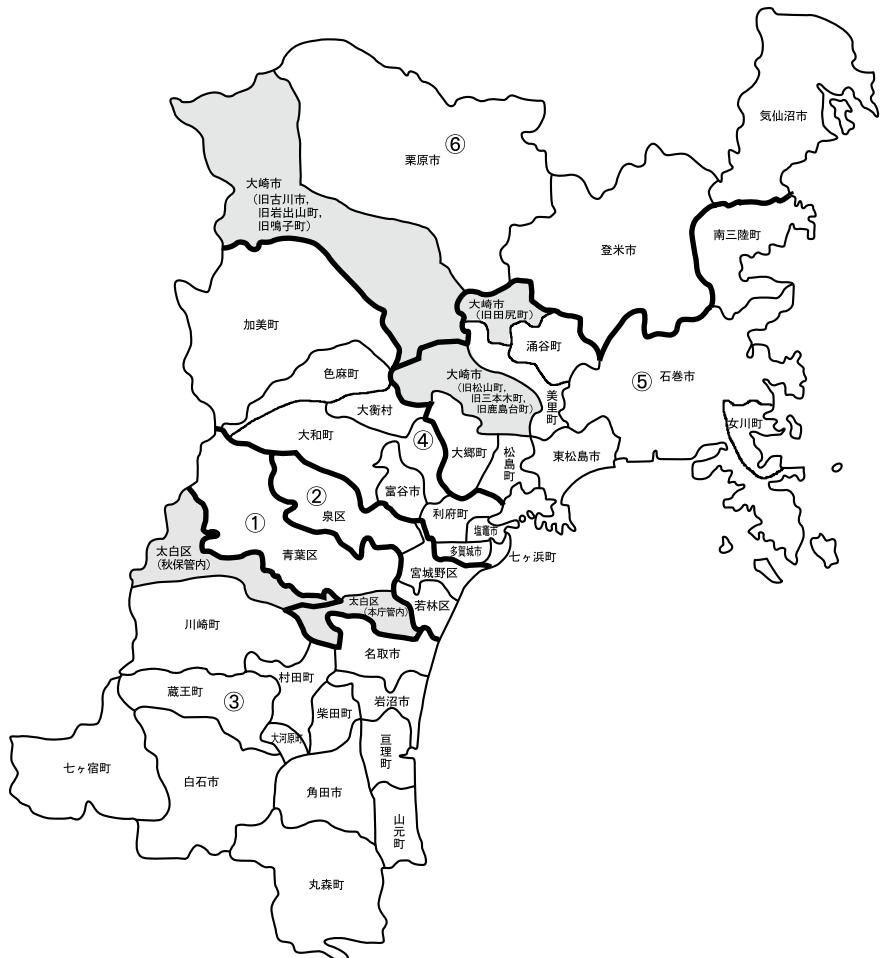
宮城県



衆議院議員選挙小選挙区図

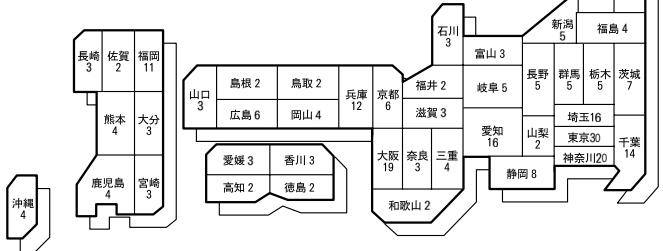
(区割り改正法適用前)

宮城県



小選挙区選挙の各都道府県別選挙区数

(区割り改正法適用後)



各都道府県の令和2年国勢調査人口（日本国民の人口）に基づき定数配分を行い、5都県で定数が1～5増加し、10県で定数が1減少します。
(10増10減)

定数が増加する団体

- 埼玉県 (15 → 16)
- 千葉県 (13 → 14)
- 東京都 (25 → 30)
- 神奈川県 (18 → 20)
- 愛知県 (15 → 16)

定数が減少する団体

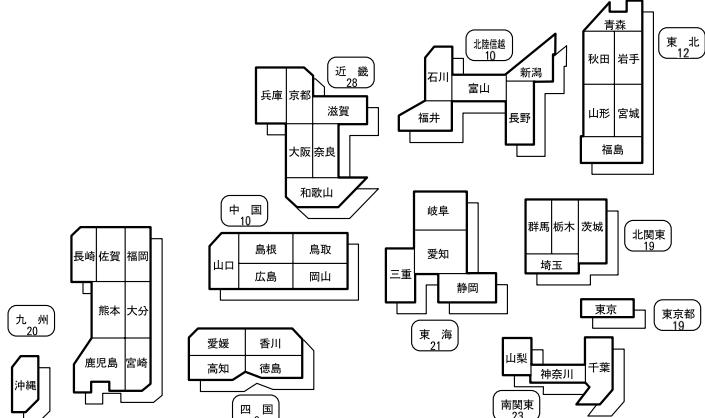
- 宮城県 (6 → 5)
- 福島県 (5 → 4)
- 新潟県 (6 → 5)
- 滋賀県 (4 → 3)
- 和歌山县 (3 → 2)
- 岡山县 (5 → 4)
- 広島県 (7 → 6)
- 山口県 (4 → 3)
- 愛媛県 (4 → 3)
- 長崎県 (4 → 3)

比例代表選挙の選挙区と各選挙区別定数

(区割り改正法適用後)



全国11ブロック



定数が増加するブロック

- 南関東ブロック (22 → 23)
(千葉県・神奈川県・山梨県)
- 東京都ブロック (17 → 19)

定数が減少するブロック

- 東北ブロック (13 → 12)
(青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県)
- 北陸信越ブロック (11 → 10)
(新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県)
- 中国ブロック (11 → 10)
(鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県)

県議会議員の選挙区及び定数



宮城県内市区町村選挙管理委員会一覧

	名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
1	仙台市選挙管理委員会	980-8671	仙台市青葉区国分町三丁目7番1号	022-214-4445
1-1	仙台市青葉区選挙管理委員会	980-8701	仙台市青葉区上杉一丁目5番1号	022-225-7211
1-2	仙台市宮城野区選挙管理委員会	983-8601	仙台市宮城野区五輪二丁目12番35号	022-291-2111
1-3	仙台市若林区選挙管理委員会	984-8601	仙台市若林区保春院前丁3番地の1	022-282-1111
1-4	仙台市太白区選挙管理委員会	982-8601	仙台市太白区長町南三丁目1番15号	022-247-1062
1-5	仙台市泉区選挙管理委員会	981-3189	仙台市泉区泉中央二丁目1番地の1	022-372-3111
2	石巻市選挙管理委員会	986-8501	石巻市穀町14番1号	0225-95-1111
3	塩竈市選挙管理委員会	985-8501	塩竈市旭町1番1号	022-355-6742
4	気仙沼市選挙管理委員会	988-8501	気仙沼市八日町一丁目1番1号	0226-22-3459
5	白石市選挙管理委員会	989-0292	白石市大手町1番1号	0224-22-1315
6	名取市選挙管理委員会	981-1292	名取市増田字柳田80番地	022-384-2104
7	角田市選挙管理委員会	981-1592	角田市角田字大坊41番地	0224-63-2125
8	多賀城市選挙管理委員会	985-8531	多賀城市中央二丁目1番1号	022-368-1141
9	岩沼市選挙管理委員会	989-2480	岩沼市桜一丁目6番20号	0223-23-0675
10	登米市選挙管理委員会	987-0511	登米市迫町佐沼字中江二丁目6番1号	0220-22-2198
11	栗原市選挙管理委員会	987-2293	栗原市築館葉師一丁目7番1号	0228-22-1122
12	東松島市選挙管理委員会	981-0503	東松島市矢本字上河戸36番地1	0225-82-1111
13	大崎市選挙管理委員会	989-6188	大崎市古川七日町1番1号	0229-23-9124
14	富谷市選挙管理委員会	981-3392	富谷市富谷坂松田30番地	022-358-3111
15	蔵王町選挙管理委員会	989-0892	刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10番地	0224-33-2211
16	七ヶ宿町選挙管理委員会	989-0592	刈田郡七ヶ宿町字関126番地	0224-37-2111
17	大河原町選挙管理委員会	989-1295	柴田郡大河原町字新南19番地	0224-53-2111
18	村田町選挙管理委員会	989-1392	柴田郡村田町大字村田字迫6番地	0224-83-2111
19	柴田町選挙管理委員会	989-1692	柴田郡柴田町船岡中央二丁目3番45号	0224-55-2111
20	川崎町選挙管理委員会	989-1592	柴田郡川崎町大字前川字裏丁175番地1	0224-84-2111
21	丸森町選挙管理委員会	981-2192	伊具郡丸森町字鳥屋120番地	0224-72-2117
22	亘理町選挙管理委員会	989-2393	亘理郡亘理町字悠里1番地	0223-34-1111
23	山元町選挙管理委員会	989-2292	亘理郡山元町浅生原字作田山32番地	0223-37-1111
24	松島町選挙管理委員会	981-0215	宮城郡松島町高城字帰命院下一19番地1	022-354-5893
25	七ヶ浜町選挙管理委員会	985-8577	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5番地1	022-357-7436
26	利府町選挙管理委員会	981-0112	宮城郡利府町利府字新並松4番地	022-767-2130
27	大和町選挙管理委員会	981-3680	黒川郡大和町吉岡まほば一丁目1番地の1	022-345-1112
28	大郷町選挙管理委員会	981-3592	黒川郡大郷町粕川字西長崎5番地8	022-359-5500
29	大衡村選挙管理委員会	981-3692	黒川郡大衡村大衡字平林62番地	022-345-5111
30	色麻町選挙管理委員会	981-4122	加美郡色麻町四竜字北谷地41番地	0229-65-2111
31	加美町選挙管理委員会	981-4292	加美郡加美町字西田三番5番地	0229-63-3111
32	涌谷町選挙管理委員会	987-0192	遠田郡涌谷町字新町裏153番地2	0229-43-2111
33	美里町選挙管理委員会	987-8602	遠田郡美里町北浦字駒米13番地	0229-33-2111
34	女川町選挙管理委員会	986-2265	牡鹿郡女川町女川11丁目1番地1	0225-54-3131
35	南三陸町選挙管理委員会	986-0725	本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地	0226-46-1370

宮城県選挙管理委員会一覧

	名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
1	宮城県選挙管理委員会	980-8570	仙台市青葉区本町三丁目8番1号	022-211-2343
2	大河原地方支局	989-1243	柴田郡大河原町字南129番地の1	0224-53-3130
3	仙台南地方支局	982-0011	仙台市太白区長町七丁目22番20号	022-248-2961
4	仙台中央地方支局	980-0011	仙台市青葉区上杉一丁目2番3号	022-715-0621
5	仙台北地方支局	981-8510	仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号	022-275-9112
6	塩釜地方支局	985-0024	塩竈市錦町5番28号	022-365-4191
7	北部地方支局	989-6117	大崎市古川旭四丁目1番1号	0229-91-0705
8	東部地方支局	986-0850	石巻市あゆみ野五丁目7	0225-95-1413
9	気仙沼地方支局	988-0181	気仙沼市赤岩杉ノ沢47番6号	0226-24-2530



本書は県選挙管理委員会のホームページ
からも御覧いただけます。

令和6年3月印刷・発行（第59版）

発行 宮城県選挙管理委員会

宮城県明るい選挙推進協議会

